議事日程第３号

令和８年９月８日（火）

第１　市政一般に対する質問

進　藤　優　子

船　木　一　人

船　木　正　博

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６人）

１番　夏　井　博　子	２番　船　木　一　人	３番　小　野　　肇
４番　吉　田　洋　平	５番　進　藤　優　子	６番　佐々木　克　広
７番　蓬　田　　司	８番　安　田　健次郎	９番　佐　藤　　誠
１０番　畠　山　富　勝	１１番　猿　田　　真	１２番　鈴　木　元　章
１３番　太　田　　穣	１４番　古　仲　清　尚	１５番　船　木　正　博
１６番　三　浦　利　通		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事　務　局　長	原　田　　徹
副　事　務　局　長	濱　野　美紀子
局　長　補　佐	三　浦　洋　平
主　席　主　査	中　川　祐　司

地方自治法第１２１条による出席者

市　　長	菅　原　広　二	副　市　長	佐　藤　　博
教　育　長	鈴　木　雅　彦	総務企画部長	杉　本　一　也

観光文化スポーツ部長	三浦大成	産業建設部長	鈴木健
企業局長	湊智志	企画政策課長	夏井大助
総務課長	平塚敦子	危機管理課長	佐藤誠
財政課長	沼田弘史	福祉課長	北嶋三世
観光課長	村井千鶴子	男鹿まるごと売込課長	伊勢谷毅
農林水産課長	竹内弘和	建設課長	三浦昇
病院事務局長	天野秀一	教育総務課長	湊留美子
こども未来課長	伊藤昌人	選管事務局長	（総務課長併任）
農委事務局長	濱野勇幸	企業局管理課長	（企業局長併任）
ガス上下水道課長	斉藤清彦		

午前１０時００分　開　　議

○議長（三浦利通）　皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

説明員の畠山市民福祉部長より、本日欠席の届出があります。

○議長（三浦利通）　本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

日程第１　市政一般に対する質問

○議長（三浦利通）　日程第１、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

５番進藤優子議員の発言を許します。進藤議員

【５番　進藤優子議員　登壇】

○５番（進藤優子議員）　皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様、朝早くから議場に足をお運びいただきましたことに感謝と敬意を申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大規模災害を踏まえた防災対策について伺います。

防災・災害対応の司令塔となる「防災庁」の設置関連法が７月１３日に成立し、１１月にも発足します。

過去の大規模災害の教訓を踏まえ、平時から被害軽減策を進める事前防災に重きを置くとともに、災害が発生しても復旧・復興までを一貫して主導する司令塔ができる意義は大きいものと考えます。

一方で、７月２８日、熊本地方を震源とするマグニチュード７．１、最大震度７の大地震が発生し、大型商業施設の爆発事故が起こるなど、８月２１日現在、３８人の方が亡くなり、そのうち１人は災害関連死の疑い、１人は地震との関係を調査中です。また、火災は１１件発生しました。

震度７の地震が真夏に発生するのは過去に例がなく、猛暑に断水という環境の中での避難生活は過酷で、心身への影響が懸念されます。避難生活が長期化していること

から、災害関連死の防止が大きな課題となっています。

また、８月１３日から１４日にかけて千葉県を中心に関東地方で発生した千葉豪雨では、気象庁が５月に防災気象情報の運用を見直ししてから初めて警戒レベル５の大雨と土砂災害の特別警報が発表され、千葉市で最多雨量が３６７ミリ、最多時間雨量が１１５ミリを記録し、冠水の影響で動けなくなる車が相次ぎ、放置された車は千葉市だけでも２，０００台以上に上りました。８月２１日現在、１３人の方が亡くなり、１人の方が行方不明となっています。

お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。１日も早い復旧・復興を願わずにはいられません。

令和８年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスクの急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となりました。

能登半島地震を受けて、男鹿市においても事前防災の取組を様々推進していただいておりますが、“想定外”をなくすため、さらなる取組の必要性があると考えます。

大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、被害調査、罹災証明書の交付、被災者相談など、平時を大きく上回る業務が発生します。また、自治体職員自身が被災し、十分に参集できない可能性もあります。

その際、ほかの自治体から応援職員を受け入れることになりますが、派遣元や人数が平時から全て確定しているわけではありません。だからこそ、本市がどの業務に何人必要とするのかを事前に整理し、速やかに応援を要請し、到着した職員を直ちに住民支援へ配置できる体制を整えておくことが重要です。

そこで、本市の人的受援体制の現状について伺います。

人的応援の受入れに関する受援計画の直近の見直し状況のほか、受援計画における対象業務の項目や範囲は整理されているのか。

避難所運営、住家被害認定、罹災証明書交付、被災者相談などについて、災害時に必要となる職員数のほか、不足が見込まれる職員数など、事前に人員配置を見据えた

算定・把握を行っているのか。

人的応援を要請する判断基準、責任者、県や協定自治体への要請ルートは明確になっているのか。

応援職員の受入れを統括する体制、執務場所、通信環境、宿泊場所、各部局への配置と指揮命令の方法は整備されているのか。

以上を包括した災害時における応援職員の受入体制について伺います。

災害発生時に自治体が設置する避難所には、高齢者や障害者等、要配慮者を受け入れる福祉避難所はありますが、現在、整備する自治体が広がりつつあるのが、妊産婦や乳幼児の安全確保に特化した母子専用避難所です。

能登半島地震の際、石川県輪島市では市内に設置した１１か所の福祉避難所のうち、２か所を母子専用避難所として開設しました。必要な物資や医療サービスが迅速に提供できるよう開設された同避難所は、延べ７２９人の母子が利用をしました。同年代の子どもを持つ母親同士など、置かれた状況の近い人々が集まったことで交流が生まれ、不安を緩和する役割も果たしたといいます。

母子専用避難所を全国で初めて整備したのが東京都文京区です。平成２４年から区内４か所の私立大学を専用避難所に指定しています。

備蓄庫には、非常食や毛布など一般的な備蓄品とは別に、急な出産に対応できるよう非常時用の分娩セットを備えています。アレルギー対応粉ミルクや紙おむつ、すぐに使える哺乳瓶、ベビーベッドなど新生児用品も幅広くそろえています。

同避難所には、助産師会などの協力を受け、助産師、看護師、医師らが専用避難所を巡回するといい、妊産婦が相談しやすい体制を目指しています。

政府は、各自治体に母子専用避難所の設置を要請するには至っていませんが、避難所で生活する妊産婦や乳幼児に焦点を当てた手引書となる「支援のポイント」をまとめ、活用を呼びかけています。この中では、避難所での生活は子どもが泣きやまず周囲に気を遣う場合があるとし、「子どもを持つ家族の部屋を用意し、ストレスを和らげるために子どもを遊ばせる時間をつくるなどの環境調整をする」よう促しています。

妊産婦は全人口の僅か約０．６パーセントで、産後間もない母子は圧倒的な少数派です。しかし、支援の遅れが命に直結することを忘れてはなりません。東日本大震災

では、ゼロ歳児の死亡率が平時の約６倍に跳ね上がりました。

妊産婦が抱えるニーズは幅広く、妊娠周数や年齢、初産か経産かなど一人一人の状況によって異なります。１か所に集まり、個々に応じた支援を提供しやすい母子専用避難所を設ける意義は大きものと考えます。

このたびの熊本地震で震度７を観測した熊本県氷川町でも、妊産婦や１８歳未満の子どもを持つ家族が利用できる母子避難所が開設されました。

我慢を強いられがちな避難所生活においてこそ、被災者の尊厳とウェルビーイングを保つ工夫が不可欠であると考えます。

本市においても、災害時の避難所として母子専用避難所を整備するべきと考えますが見解を伺います。

大規模な地震の後には、様々な二次被害が発生し、より大きな被害をもたらします。

阪神・淡路大震災では神戸市長田区などで大規模な火災が発生し、７，０００棟以上の建物が焼失しました。総務省消防庁の集計によると、阪神・淡路大地震における出火件数は２８５件とされています。出火原因が明らかなもののうち、約６割が電気火災でした。

東日本大震災で発生した地震火災でも、主な原因となったのは電気関係の出火で、５割強に達していました。

能登半島地震で発生した石川県輪島朝市通りの火災は、南側の店舗付近が火元とされ、断水の影響で消火が難航し、約２４０棟が被害を受けました。総務省消防庁の調査では、地震後の停電復旧時に発生した通電火災の可能性が指摘されています。これを受けた消防・防災対策の検討会では、感震ブレーカーの設置が通電火災防止に重要と結論づけられました。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動で電気を遮断する装置です。一般的なブレーカーなどは、漏電には対応していますが、地震による火災対策には効力がなく、感震ブレーカーの設置は、地震発生時に不在だった場合や就寝中など、ブレーカーを手動で切る余裕がなく避難した場合でも、自動的に出火元を断つことで、電気火災を防止する有効な手段となります。また、内閣府においても、大規模地震等の電気火災の発生抑制の一環として、感震ブレーカーの普及を進めており、導入の支援制

度を設ける自治体も増えてきております。

本市においても、感震ブレーカー設置に対する助成制度を創設すべきと考えますが見解を伺います。

夏場は、地震がない日常生活の中でも熱中症対策が欠かせない中、避難生活での体調管理は、なおさら心配りが必要です。

熊本県は避難所となっている学校体育館のエアコン設置率が全国平均よりも低く、現在はスポットクーラーなどで対応しているところもありますが、体育館へのエアコン設置は全国的な課題となっています。

車中泊で暑さをしのぐためには、エアコンのためにエンジンをかけ続けなければなりません。熱中症対策としても避難所の環境改善は大切で、車中泊や在宅避難者に行き届く対応も必要です。

本市においても、指定避難所となっている学校の教室にはエアコンが設置されていますが、体育館へのエアコンは設置されていないのが現状です。児童・生徒を熱中症から守るという側面と、災害時の避難所として使用する場合の有効性が考えられますが、指定避難所の体育館へのエアコン設置についての見解をお聞かせください。

また、これまで、大雨警報や土砂災害警報の発令等により開設された避難所としては、各地区のコミュニティセンターが使用されてきています。全てのコミュニティセンターにエアコンは設置されているものの、台数が限られています。未設置の部屋にエアコンを増設していく必要があるのではないでしょうか。

災害はいつ起こるか分からないからこそ、事前の備えを積み重ねていくことが重要であり、二次災害や災害関連死を防ぐ上でも、防災拠点の機能強化は行政の最も重要な責務の一つであると考えます。

以上のような観点から、以下質問いたします。

質問の１点目は、災害時における応援職員の受入体制について。

２点目は、母子専用避難所の整備について。

３点目は、感震ブレーカー設置に対する助成制度の創設について。

４点目は、指定避難所体育館へのエアコン設置の考え方について。

５点目は、コミュニティセンターへのエアコン増設について。

大規模災害を踏まえた防災対策については、以上５点の質問をいたします。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについて伺います。

高齢者において、肺炎はがんや心疾患と並び主要な死亡原因の一つであり、肺炎で亡くなる日本人の９７．８パーセントが６５歳以上で、その多くを肺炎球菌感染症が占めています。特に６５歳以上、その中でも７５歳以上の高齢者では、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため、肺炎の予防対策の重要性は年々高まっています。

国はこれまで、高齢者の肺炎予防対策として肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和６年度からは定期接種の対象が「満６５歳の者」に限定されました。これにより、従来の経過措置年齢であった７０歳、７５歳など、５歳刻みの対象者が制度から外れることとなり、より肺炎の罹患や重症化のリスクが高い高齢者の接種機会の減少や接種率の低下が懸念されています。

さらに、今年４月からは、定期接種に使用できるワクチンが２３価肺炎球菌多糖体ワクチン（ＰＰＳＶ２３）から、２０価肺炎球菌結合型ワクチン（ＰＣＶ２０）へ変更されました。結合型ワクチンであるＰＣＶ２０は、免疫応答の質や持続性の面で従来のワクチンよりも優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を評価しています。

こうした制度変更を踏まえ、本市として高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのかを確認するとともに、さらなる対策の可能性について伺います。

そこでまず、定期接種の接種率と高齢者肺炎の現状について伺います。

令和６年度に定期接種の対象が満６５歳に変更された後の本市における令和６年度、令和７年度の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の接種率はどのようになっているのか。また、制度変更前の令和５年以前と比較してどのような傾向が見られるのか。併せて、肺炎による死亡者のうち、６５歳以上、特に７５歳以上が占める割合について伺います。

定期接種が６５歳時に限られる現行制度の下では、６５歳時に接種機会を逃した方や、過去に２３価ワクチンを接種し効果低下が懸念される方など、定期接種制度だけでは十分にカバーされない高齢者層が生じてきていると考えます。

肺炎による重症化・死亡リスクが年齢とともに高まっている実態を踏まえ、こうした制度のはざまにある高齢者への対応の必要性について、市としてどのように認識し

ているのか伺います。

効果が高いという理由で定期接種に導入された２０価肺炎球菌ワクチンですが、定期接種として公費で接種できるのは、主に接種日時点で６５歳の方のみとなっています。６５歳時に接種しないまま制度対象者外となった方や、６５歳時に以前の多糖体ワクチン（ＰＰＳＶ２３）を接種して効果が弱くなってきている方は、肺炎球菌感染症のリスクが高いと思われますが、今回の新しいワクチンの定期接種対象外となっています。

高齢者の肺炎は、年齢の上昇とともに重症化リスクが高まり、特に後期高齢以降でその傾向が顕著になるとされています。

そこで、高齢者の健康維持、重症化予防、医療費抑制の観点から、満６６歳以上の高齢者を対象に、肺炎球菌結合型ワクチン（ＰＣＶ２０）の助成事業を実施するべきではないかと考えます。

特に、６５歳での定期接種の機会を逃した方に加えて、過去に２３価肺炎球菌ワクチンを接種し効果の低下が懸念される方も対象とすることで、より実効性の高い肺炎予防対策になるのではないでしょうか。

高齢者への肺炎球菌結合型ワクチンの接種機会を確保することは、肺炎の発症や重症化を防ぎ、高齢者自身の生命と生活の質を守るだけでなく、結果として医療費や介護保険給付費の抑制にもつながる重要な施策であると考えますが、本市としての見解を伺います。

そこで質問です。

１点目は、定期接種の接種率と高齢者肺炎の現状について。

２点目は、制度のはざまにある高齢者に対する市の認識について。

３点目は、高齢者肺炎球菌結合型ワクチン助成事業の実施について。

高齢者肺炎球菌ワクチンについて、以上の３点についてお伺いして質問といたします。

○議長（三浦利通）　答弁を求めます。菅原市長

【市長　菅原広二　登壇】

○市長（菅原広二）　皆さん、おはようございます。

進藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第１点は、大規模災害を踏まえた防災対策について、まず、災害時における応援職員の受入体制についてであります。

大規模災害発生時の初動対応に際しては、多くの場合、職員自身が被災していることもあり、これまで地元自治体のマンパワー不足が指摘されてきました。

こうした課題に対応するため、１０年前の熊本地震をきっかけに、相互支援の枠組みとして「応急対策職員派遣制度」が創設され、被災自治体ごとにあらかじめ担当県を割り当てて職員を派遣する「対口支援」の仕組みが整備されましたが、こうした制度を活用し、応援職員の力を最大限発揮してもらうためには、受入れ側における事前の準備が極めて重要であります。

本市では、他の自治体等からの派遣職員を円滑に受け入れるため、平成２８年に「男鹿市災害受援計画」を策定していますが、計画では、災害対策本部に「受援班」を設置し、その役割や責任者等を定めているものの、対象業務や具体的な人員配置等に関する詳細な整理には至っておりません。

また、策定から１０年が経過し、能登半島地震など近年の大規模災害の教訓を踏まえた見直しが必要なことから、今年度中に計画改定を行うこととしております。

今回の改定では、避難所運営や住家被害の認定調査など、災害時に急増する主要業務を網羅的に対象業務として位置づけ、応援職員が担う範囲をあらかじめ明確にするとともに、過去の類似災害の事例等を参考に、想定被災規模に応じた必要職員数を算定し、より実態に即した人員配置を定めることとしております。

また、応援職員の受入れに当たっては、要請の基準や要請ルートを明確にするとともに、速やかに実務に取りかかれるよう、受け入れる本市側の窓口や調整役の責任者を定め、統括体制を整備するほか、執務スペースや通信環境の整備、宿泊施設のリスト化などを行ってまいります。

大規模災害時における人的受援体制の整備は、迅速な住民支援と行政機能の維持を図る上で重要でありますので、外部からの支援を遅滞なく住民支援へと直結させ、いかなる事態においても行政機能を維持できるよう、実効性のある体制を構築してまいります。

次に、母子専用避難所の整備についてであります。

母子専用避難所は、妊産婦や乳幼児が健康を維持し、安心して避難生活を送るため

の専用の避難所で、非常食や毛布などの一般的な備蓄品とは別に、ミルクや紙おむつ、哺乳瓶やベビーベッドなどの育児用品の配備のほか、子どもが泣いても周囲に気兼ねなく過ごせるスペースの確保や、医師・助産師・保健師等による巡回・相談体制の整備など、妊娠月数や乳幼児の成長に応じた様々なニーズへの対応が求められます。

このように議員から御指摘のあった専用施設の指定については、施設自体の確保や運営の面から課題も多く、本市の現状から見て直ちに設置することは難しい状況にありますが、一般避難所や福祉避難所の中に母子優先スペースを確保し、こうした方々へのきめ細かな支援体制を整えることで、妊産婦や乳幼児のニーズに対応した避難所運営を行うことは可能と考えております。

こうした考えの下、本市では、既に妊産婦・乳幼児の専用スペースを常設している福祉避難所があるほか、一般の防災訓練や福祉避難所開設訓練において、教室等を活用した母子優先スペースを設置し、保健師による定期的な巡回や健康相談など、妊産婦や乳幼児に特化した対応を含めて実践的な訓練を実施しているところであります。

また、災害時の支援には、平時から対象者をしっかりと把握していることが重要となりますので、全ての妊産婦と新生児を対象に、保健師による家庭訪問や各種健診等を通じて家庭状況のきめ細やかな把握に努め、日頃から「顔の見える関係」を築いております。

こうした母子保健事業を基盤に、今後も実効性のある避難支援の充実に努めてまいります。

次に、感震ブレーカー設置に対する助成制度の創設についてであります。

議員御指摘のとおり、阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち、原因が特定されたものの約６割が電気に起因する火災であり、この中には、配線の損傷や器具の破損・転倒等によるもののほか、停電復旧後の通電時に出火する通電火災があります。

感震ブレーカーは、地震発生時に自動的に通電を遮断することで、これらの電気火災を防止・軽減できるもので、簡易なタイプであれば３，０００円程度、分電盤タイプであっても数万円で設置可能であることから、基本的には家屋の所有者の方々に設置していただきたいと考えております。

一方で、能登半島地震で問題となったように、大規模な震災では、古い木造住宅を中心に建物の倒壊から命を守ることが重要となってまいりますが、住宅の耐震化については、耐震シェルター等の部分的な補強であっても数十万円、全面的に耐震改修を行う場合は２００万円を超える費用が発生し、所有者の経済的負担が極めて大きいことから、本市では独自に補助制度を設けて支援しているところであります。

市としましては、このように個人の資力だけでは対応が難しく、命に直結する取組に対する支援を優先・基本にしていることから、感震ブレーカーについては、まずは普及啓発に努めるとともに、設置助成に関しては、他の自治体の支援状況や国における取扱いなどを見極めてまいりたいと考えております。

次に、指定避難所へのエアコン増設についてであります。

近年、地球温暖化に伴う猛暑が常態化する中、災害時における暑さ対策は、避難者の命と健康を守る上で極めて重要であります。

現在、指定避難所となっている市内小・中学校では、普通教室・特別教室の全てにエアコンを設置しているものの、多くの避難者を収容する体育館には設置されておりません。

学校体育館へのエアコン設置については、冷却効果を高めるため、断熱改修を併せて行う必要があり、複層窓ガラスへの交換、建具の気密性向上、天井や壁、床下の断熱などの改修工事には、億単位の費用を要することから、統廃合が進む中での設置には、おのずと慎重にならざるを得ません。

こうした中、当面の即効性のある対応策として、今年度、大型冷風機を１１台導入し、各体育館に１台ないし２台配備しました。移動が容易であることから、状況に応じた配備が可能でありますので、災害時には避難状況等を見極め適切に活用してまいります。

市としましては、防災拠点の機能強化は、市民の安全・安心を守るための重要な責務であると考えておりますが、学校体育館のエアコンについては、小・中学校の再編整備計画に基づく統廃合の動向や本市の財政事情等を勘案しながら、導入を見極めてまいりたいと思います。

また、地域コミュニティセンターにつきましては、防災上の観点を含めて、ここ二、三年で事務室プラス１室へのエアコン整備を終えたばかりであり、一定程度安定

した避難所運営が可能と考えておりますが、コミュニティー活動の拠点でありますので、日常の利用実態を踏まえて、状況に応じて追加の設置を検討してまいります。

御質問の第２点は、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、まず、本市における定期接種の接種率と高齢者の肺炎の現状についてであります。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種については、原則６５歳の方を対象として平成２６年度から始まりましたが、制度開始に当たり全ての高齢者に接種機会を提供するため、６５歳から５歳刻みの方を対象とした経過措置が、平成３０年度までの５年間、さらに令和５年度までの５年間と２度にわたり延長され、都合１０年間設けられたところであり、こうした経緯を経て、令和６年度からは新たに６５歳に到達する方のみが接種対象となっております。

この間の接種率については、経過措置延長前の平成３０年度までは３０パーセント台後半で推移しておりましたが、その後は対象者の一巡に伴い徐々に低下し、令和５年度の接種率は１６パーセントとなっております。また、経過措置が全て終了した令和６年度においては、全国平均２１パーセントに対し、本市は１３パーセント、令和７年度は２８パーセントとなっております。

高齢者の肺炎による死亡に関して、本市の年代別データはありませんが、秋田県の令和６年の肺炎死亡者８０９人のうち、６５歳以上の占める割合は９８パーセント、７５歳以上の方の占める割合は９２パーセントとなっており、本市においても後期高齢者に集中しているものと認識しております。

次に、定期接種の制度のはざまにある高齢者に対する接種費用の助成についてであります。

現在、肺炎球菌ワクチンの定期接種については、６５歳の方を対象に実施しておりますが、今年度から、使用するワクチンが従来に比べて有効性の高い新しいワクチンとなったことから、さきの６月補正予算において、接種費用約１万２，０００円に対し、市の助成を３分の１相当の４，０００円へと増額したところであります。

ワクチンの定期接種につきましては、平成２６年の制度開始当初から、対象者は「６５歳の方」と位置づけられております。同時に、先ほど申し上げましたとおり、接種を広く促す観点から、１０年間にわたり経過措置を設け、６５歳を超える年齢層の方々全員に対して、それぞれ節目節目で接種機会が用意されてきたことから見ます

と、この期間に接種されなかった方につきましては、それぞれ御自分の判断により接種を希望されなかったものと捉えております。

また、過去に接種したワクチンの効果が徐々に低下することについては、医学的に事実であると認識しておりますが、定期接種においては、未接種者に対し幅広く基礎免疫をつけるため１人１回接種を基本としていることに加え、短期間でのワクチンの再接種により、著しい腫れや痛みなど強い副反応が発現することもあり、制度開始当初から一貫して、再接種は定期接種の対象外とされております。

したがいまして、定期接種の枠組みを超えた任意接種に対する独自の費用助成につきましては、万が一の副反応への対応など、住民の皆様の安全管理の観点からも慎重に対応せざるを得ないと考えております。

市といたしましては、法定の定期接種が、対象年齢や接種回数など様々な議論を踏まえた上で決定された最も効果的で持続可能な対応であると考えており、対象となる６５歳の方々への周知と接種勧奨にしっかりと取り組むとともに、引き続き、定期接種制度に係る国の動向を注視してまいります。

以上であります。

○議長（三浦利通）　再質問ありませんか。進藤議員

○５番（進藤優子議員）　御答弁ありがとうございました。

順を追って質問をしたいと思いますけれども、災害時における応援職員の受入体制につきましては、まずこれから、今年度中に計画をっていうことがございました。令和６年４月時点で、市町村における受援計画の策定率は７８．５パーセント、当然、男鹿市においても策定はしていただいているものです。先ほど、必要なその人数、対象業務や人員配置等、今年度中に改定を行うっていうことでございましたが、今回の熊本地震が発生した際、当然熊本県内においても、その受援計画自体は策定されているところは多かったものと伺っておりますけれども、その中で、やはり人数的なものの算定がなされていなくてっていうか、すぐに応援を受け入れる体制が整っていないがゆえに、何人っていう数を出して、実際に駆けつけていただくまで多少時間を要したっていうことを伺いました。

で、今回この質問をさせていただいたわけですが、いずれにしましても、今、あらゆる災害、地震に限らず、千葉豪雨もそうですけども、ここ最近見ていますと、秋雨

前線の影響、そしてまた今後台風ということも考えると、本当に様々な水害が全国各地で起こっているっていうような状況もございます。そうした中で、何かあったときに、小規模なものであればもちろん市役所内で対応はできるものだと思っております。以前、比詰川が氾濫したときも、もう全庁挙げて様々手を尽くしていただいたというのは記憶に新しいところでありますけれども、こういった人数、その災害災害において様々人数的なものは変わってくるところはあると思いますけれども、最大でどれくらい必要なのかっていう、ここがあってこそ、初めてその受入体制が、人を受け入れることができるものだと思います。ぜひともこれ、今年度中ということでしたので、改定に向けて早めに進めていただきたいと思うわけですけれども、これ職員の体制がどうとかということを言っているわけではなくて、それこそ罹災証明書を発効するにしても何にしても、現状お困りの方々のところにいち早くその支援を届けていただきたいなというふうな思いでお話をさせていただいておりますので、ぜひとも策定、まあ完璧なものっていうことはもちろんないのだと思います。その都度その都度で、今、想定外がいろいろ起きているので、今考えられる中で最大のものっていうか、そうしたものをきちんと構築していただけたらなというふうに思います。

母子専用避難所の整備につきましては、福祉避難所に位置づけられていて、今、福祉避難所は１１か所ですか、ありますけれども、先般、福川地区の「ひなんさんぽ」というものが９月５日行われました。一緒に地域の危険箇所を確認したり、説明を受けたりしながら、ショートステイわかみが福祉避難所として設置されておりますので、そこまで遠回りをして、地域の危険箇所を確認しながら行ったっていうことがございました。で、そのショートステイわかみの中にも、ベビーベッドであったりとか、子どもが避難するような、避難というかね、できるような部屋を設置していただいておりました。で、全体的として大きなものを一つと考えるのか、先ほど御答弁にありましたように、そこっていうことで考えるのか、様々な考え方があるのだと思います。ただ、避難生活が長引いたときに、まあ緊急っていうか、急に災害が発生したよっていって避難をした先に子どもがいてっていう、そこは皆さん緊急ですのでっていう部分があると思いますけれども、仮にそれが長くなったとしたら、やはりふだん子どもの泣き声とか聞き慣れていない方々であれば、それが長くなることによって、どちらにもいい影響を与えないのかなっていうふうなことも思っております。

で、今、男鹿市においては、様々、福祉避難所もそうですし、先日、医療が必要な、ケアが必要な方々を直接避難させていただくとか、地域の方々とつなげていただくとか、個別避難計画にしてもそうですけれども、恐らくは全国的にも最先端をいったような取組をしていただいているものと認識しております。そうした中で、人それぞれに合わせたっていうのはなかなか難しいものがありますけれども、でき得れば、そういったところも、難しい中ではありますが、ぜひ整備の必要性はあるものだと思っていますが、そこら辺についてもう一度お考えをお聞かせください。

次に、感震ブレーカーの設置に対する助成制度ということで、基本的には、耐震であったり、そちらの高価なお金のかかるほうに、まずは今支援をしているのでと。これ感震ブレーカー、様々、先ほど金額等もございましたけれども、安いものもございます。御自分で設置していただければっていうふうな、各家庭で準備をしていただければというふうなお話もございました。

能登半島地震を受けて、男鹿市の地域防災計画が修正されております。その中で、感震ブレーカーの普及に努めるっていうようなこともうたわれております。これは令和６年の６月に修正していただいたものですけれども、まずは広報に努めると。先ほどもございましたけれども、恐らく感震ブレーカーがあるのだっていうことを認識されていない方々も多くいらっしゃるのだろうというふうに思っております。今普及に向けて全国的にも様々な取組を進めているところがあるわけです。で、秋田県内においては、今年度からですか、美郷町が補助を開始したというようなこともございます。地震発生時に電気を遮断する、こうした装置があるのだよっていう、まずはその普及が一義的には大事なのかなというふうに思っております。

で、６年６月に修正されたこの防災計画で、これが位置づけられているんですけれども、現状まだ感震ブレーカーの必要性であったりとか、各御家庭でっていう今答弁はあったんですけれども、そういった部分も含めて、やはり周知っていうか、広報っていうか、こういったものを皆さんね、まあ準備してくださいなのか、そういった形の広報っていうのは絶対に必要だろうなということを思っております。まずはそれをしていただいた上でっていうか、まあ国としても、男鹿市のどこがそこに該当するのか、私も分からないんですけど、木造住宅の密集地であったりとか、そういったところに感震ブレーカーをつけるっていうような、そういった交付金であったりとかがあ

るようにも、男鹿が対象になるのかどうかはあれですけども、そういったこともあるやに伺っております。そうした中で、もし範囲が木造住宅密集地であるとすれば、そういったものに該当するところがあるのであれば、そうしたことも考えていけるのではないかなということも思います。

で、まずは御自身で設置をしていただきたいということでしたけれども、現状、物価高も続いておりまして、なかなか家計的にも大変な方々が、一人暮らしの方も含めて、男鹿市にはたくさんいらっしゃるのだと思います。全ての方々というところまではいかないにしても、様々、例えばその住宅密集地であったりとか、お一人暮らしの方であったりとか、非課税世帯の方であったりとか、対象を絞った形でも考えられないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

指定避難所、体育館へのエアコン設置についての考え方としては、市長おっしゃるとおりなのだろうなというふうには思います。今現在、小・中学校の統廃合とかっていうこともございますし、設置率を見ても、秋田県は非常に低いですね。低いというか、県内の中でも男鹿市は気候が比較的涼しいところだということもございますけれども、体育館の空調設置率は、秋田県内においては５パーセント、これ５月１日時点ですね。で、県内２５市町村のうち、設置率が１００パーセントだったのが、羽後町、大潟村、八郎潟町、藤里町の４町村にとどまっているというようなこともございます。

体育館は広いがゆえに、設置するには多額の経費がかかるということはもちろんございます。そうした中で、大型の冷風機ですか、それを準備いただいたっていうことでしたので、一義的には夏場の暑いとき、それで多少の涼は取れるのかなっていう感じはございますが、経費を抑えた形で、スポットクーラーなのか、大館市も今、設置して、１０月には完成と聞いておりますけれども、交付金を活用しながら様々な形で設置している自治体もございますので、今すぐなのかって言われると、確かに様々考え方はあろうかと思いますけれども、ぜひとも、今、エルニーニョ現象等も起きていて、来年は今年より気温が高くなるのではないかという予想等もされております。そうした中で、災害のことを考えてもそうですけれども、子どもたちの健康を考えた上でも、やはりいずれは必要になるものではないかなと思いますので、そこら辺についての考え方をもう一度お聞かせいただけたらと思います。

コミュニティセンターへのエアコンの設置については、利用状況に応じてっていうことでしたので、たくさん利用されているようなところには、ぜひとも増設を進めていただけたらというふうに考えております。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンについてですけれども、接種率と現状、様々お聞きしました。制度のはざまにある高齢者に対する市の認識としては、節目節目に接種の機会があって、接種を希望される方はやっていただいたのだろうというふうなお話がございました。で、今回新しいワクチンになりましたけれども、様々、重ねることによって副反応がっていうふうなお話も先ほどございましたが、今回この新しいワクチンになるにあたって、国のほうから、このワクチンの効果とかについてはどういった説明があったのか、そこをお聞かせいただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○議長（三浦利通）　杉本総務企画部長

【総務企画部長　杉本一也　登壇】

○総務企画部長（杉本一也）　お答えいたします。

まず、受援計画の改定についてでありますけれども、先ほど市長が答弁したとおり、過去に受援計画のほうを策定しております。それに基づいて、様々な訓練時にはいろいろと検証をし、取りまとめを行っている中で、まだ改定は行われておりませんけれども、それぞれ対応できるものには随時対応していってると。一例として申し上げれば、ボランティアの宿泊場所につきましては、宿泊場所を確保するために市内宿泊事業者との協定を結んでおりますけれども、その改定等を行ってございます。

ただ、近年、大規模な災害が発生しておりますけれども、こうしたことに対応するためには、運用だけで対応できない部分もあろうかと思いますので、そういったことに対応するため、今年度改定をすることとしておりますけれども、先ほど議員からありましたように、どのくらいの応援職員が必要となるのかといったところは、そこら辺につきましては、近年の災害を踏まえて、うちのほうの場合であればこのくらいになるだろうというふうな算定をきっちりしながら、計画の改定に取り組んでいきたいというふうに思っております。

改定から少し時間が経過してしまいましたけれども、ほかの災害をそのまま男鹿のほうに持ってこれないっていうような実情もあるということは御理解いただきたいと

いうふうに思っております。例えば、今、熊本でも災害対応に当たっておりますけれども、熊本、あるいは能登半島、そういったところで起こった災害について、男鹿に合うような形でそしゃくして対応しなければならないということは御理解願いたいというふうに思っております。

それから、感震ブレーカーにつきましては、設定値以上の揺れが感じたときに自動的に通電を遮断するというものでありまして、火災予防としては有効な手段なんだろうというふうに思っております。

しかしながら、先ほど市長申しましたとおり、非常に安価な金額で対応できるというものもありますので、まずは、それぞれの家屋所有者の方々に対応していただければなというふうに考えております。

そうした中で、周知のところのお話がありました。議員もお話しておりますけれども、その重要性、あるいは有効性というものが、まだ市民の間で認知度が十分でないというふうに我々も受け止めております。このため、普及が進まないということも一因としてあろうかというふうに思いますので、火災から市民の命を守るというふうな観点では、その重要性を市がしっかりと発信していくことが大事なんだろうというふうに思っております。防災訓練時の周知、あるいは広報等を活用して、市民の方々には伝えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、エアコンの設置についてですけれども、避難所としての運営を前提として体育館へのエアコンを設置する、あるいは公民館のエアコンを増設するということは、現状では考えておりません。ただ、今、年々暑さも増していくというふうな話が議員からもあった中で、これで十分なのかといえば、まだまだ整備しなければならない必要性もあろうかなというふうには思いますけれども、一定程度の安定した運営が現状ではできるんだろうというふうに考えております。

いずれ必要になるのではないかというふうな話の中では、国のほうでは、将来的に全ての体育館にエアコンを設置すると、冷房設置率１００パーセントを目指すと。それも議論の中では、前倒しで実施するというような議論もされてるようでありますけれども、こういったところを踏まえて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　佐藤副市長

【副市長　佐藤博　登壇】

○副市長（佐藤博）　残りの御質問について、担当部長が今日休んでますので、私のほうからお答えします。

その前に、今、杉本部長から答弁しましたが、少し補足させてもらいたいと思います。

受援体制ですけども、議員御指摘のとおりですし、担当部長が答えたとおりです。やっぱり気をつけなければいけないのは、今回の熊本地震等の教訓を踏まえて、今年度中にその受援体制を整備するとすれば、先ほど議員からもね、まずは最大アッパーはどれぐらいなのかということをやっぱり定めるべきだろうと。あとは災害に応じてね、いろいろと臨機応変にしなければいけないでしょうけども。

ここで考えなければいけないのは、やっぱり複合型の災害を頭に置かなければいけないと思ってます。熊本の木村知事も、対口支援も枠組みもできたし、マンパワー不足は前から言われてて、今回も非常に助かったけれども、ただ我々として少し手落ちだったのは、この真夏の猛暑の中での避難所運営、これで相当その暑さ対策にも人を取られると、保健師も取られるというふうなことが想定できていなかったというようなことをインタビューで述べておりましたので、やはり我々としてもね、真夏に起きた場合、もしくは真冬に起きた場合ということについては、通常の災害の規模にプラスアルファのところは少し考えなければいけないのかなと思ってますので、そこら辺もね、どういう形で新しい受援計画の中に盛り込むかは別としましてもですね、念頭に置いて、この後、中身を詰めてまいりたいというふうに思ってございます。

それから、母子専用の避難所、進藤議員にも御参加いただきまして、ありがとうございました。私も一緒に回らせてもらいまして、議員からもお話ありましたように、ショートステイわかみでは、福祉避難所１１か所あるうちの一つとして指定されてますけども、いち早く、この母子専用の部屋をつくってもらいまして、ちょうど行ったときにね、今使用されてる最中だということで、中は後から拝見したんですけども、ああいう形で、ほかの福祉避難所についてもお声がけをしていきたいとは思ってます。

ただ、やはりどうしても、その福祉避難所に指定している場所が介護施設の場所になりますので、母子となりますとね、やはりスペース的にも厳しいところもあるで

しょうし、そこら辺はいろいろと話しながらやっていきたいと思ってます。

議員から話ありましたように、この関連では、当市、非常に取組が早いと思ってます。一般の避難訓練でもそういったことを想定して、先ほど市長答弁にありましたように、実際に母子専用の教室を設けて、そこに保健師も行って、医師も行って、どうですかっていう形で現場をイメージしながら訓練してるっていう点では、先進的な事例でやってると思ってますけども、この後、議員からも話ありましたように、被災した最初のときっていうのは、やっぱりいきなりそういった母子専用のところ、例えばここの建物準備してますからって、いきなり五里合の人をこっちに連れてきたり、船越の人もこっちに連れてきたり、若美からも来てもらうというふうなことではなくて、やはり最初は地域の避難所に避難してもらうのが、心細さという点から見てもね、家族と一緒にっていう点から見ても、やっぱりそれが最初だと思うんですね。で、議員おっしゃったように、その後に、それが長引くようであればね、例えば子育て支援センターのようなところを開放してですね、そこはもともとそういうふうな機能を持ってるところですので、そういうところで長期避難に対応していくっていうようなことを考えていく必要がある。やっぱり二段構えぐらいには考えておかなければいけないかなというふうに思ってございます。

それから、エアコンにつきましても、今、やり取りしたとおりでありますけども、エアコン設置、全国平均が三十何ぼでしたか、３２パーセントぐらいの設置率、小・中学校で。秋田県が５パーセント。２７９あるうちの１４か所の体育館しか設置されていないということで、実は沖縄、鹿児島、佐賀、長崎は２パーセントにも達していないんですよね。１パーセント、ゼロか１なんですよ。あの暑いところで。この設置率は何を言ってるかというと、まさか南九州、沖縄の人方が要らないと言ってるわけでないんですよね。一番必要性を感じてるところでないかと思うんです。やっぱり財源の問題だと思うんですよね。ですから、国のほうでは、２０３５年度までに１００パーセントを目標にすると、さっき部長の答弁ありましたように、それを前倒しするというその心意気はいいんですけどもね、その裏づけとなるね、進めるためのやっぱりね、きちっと財源を手当てしてもらわないと、半分調整しますよぐらいでは、これはなかなか厳しいと思いますよね。そこら辺やっぱり少し声を大きくしてやっていかないと、文科省も掛け声だけでなくて、内閣府も掛け声だけでなくて、やっぱりその

裏づけとなるね、それを進めるためのやつをやっぱりしっかりと応援もしてもらうと、これをやっぱり強く求めていかなければいけないんでないかなと思ってございます。

いずれ、課題としては十分認識してございますので、この後、国のほうの状況を見ながらですね、対応していきたいと。

それから肺炎球菌ワクチン、新しいワクチン、この６月議会で３分の１助成にしましたけれども、従来のワクチンに比べて、やはり効果は長引く、長くもつということは言われてございます。ただ、具体的な年数等は言ってませんけども、長引くということで新しいワクチンに切り替えたというふうなことでございます。

先ほど副反応の話ありましたけども、あれは前のワクチンを打って、新しいワクチンを打ったから、ああいうふうな副反応が出るんではなくて、免疫学的に、もともとはワクチン、短期間に２回打つと、いわゆるブースター効果といいますかね、最初こうあったやつが急にばーんと上がってしまって、非常に副反応が激しく出るっていうのは、これ昔から言われてる話でございますので、多分、ワクチンの種類ではなくて、なので２回目の接種については、よくよく国のほうで懸念をしっかりと払拭してからでないと、我々とすれば、効果そろそろ切れる頃だろうといって、やみくもに２回目を打つっていうことは、やっぱりこれは厳に控えなければいけないなと思ってございます。

よろしくお願いします。

○議長（三浦利通）　さらに質問ありませんか。進藤議員

○５番（進藤優子議員）　ありがとうございました。

まず受援計画については、今年度中に改定してっていうことでございました。これまでもそうですけれども、やはり実際の災害が起きたとき等を考えたときに、訓練したこと以上のものはできないのだっていう、教授のお話とかも何度も聞いておりますので、これ計画として位置づけていただいたら、それをうまく機能するような形で、ぜひ訓練に取り入れていただきながら、実効性のあるものにしていただくような形を取っていただけたらと思います。

先ほど部長のほうからね、体育館が避難所になることはあまりないのではないかって、相当ね、やっぱり大きな規模でないとそれは考えにくいものなのかなっていうこ

ともございますけれども、現状、スフィア基準とかっていうものが設定されて、これまでより、今までそこの避難所に何人避難できるよっていったことよりも、またさらに人数が絞られるっていうか、そういったことは今後想定されるものだと思います。そうしたときに、まあ確かに国がもっと財源的に措置するよってなると、手を挙げる自治体はいっぱい増えてくるのかなっていうことも思いますけれども、様々な災害状況に鑑みたときに、いずれはやはり必要になってくるものなのかなっていうこともございますので、まず国の動向を見ながら、それは進めていただけたらというふうに思います。

最後、肺炎球菌ワクチンについてですけれども、いずれ当初に行っていたそのワクチンですけれども、効果が３年から５年って言われているものですね、もう初めに打った方々、それこそ１０年以上前ですので、効果があるのかないのかといったら、もうないのかなっていうふうにも思います。で、副市長言われたように、そのブースター効果っていうことで、次打ったときにじゃあどうなのかっていうこともちろんあろうかと思いますけれども、国のほうでも様々検討された中での今回のっていう部分であったことは認識しております。まあ希望されない方は別として、希望していても、例えば６５歳で接種しようと思ったけど機会を逃してしまった方っていうのは、まずいらっしゃるわけです。私のところにもお話ありました。で、５年ごとにあるのかなっていうふうな感覚でいたけど、今は５年ごとはないのだっていう話をして、「あっ」て言う方が若干数いらっしゃったんです。そうした中で、その１万２，０００円の予防接種の費用を考えたときに、やはり今、様々生活が大変な中で、じゃあ１万２，０００円の予防注射をっていうところまで向かえない方々も一定数いらっしゃるっていうことを頭に入れていただきながら、まず国の動向を見てっていうことでしたので、そうした形も進めていただけるような形を取っていただけたらというふうに思います。

様々、災害に対してはこれで終わりっていうことはもちろんございませんので、その都度その都度、男鹿市で最適なものを考えながら進めていただけたらということで、以上で終わらせていただきます。

○議長（三浦利通）　答弁要りませんね。

○５番（進藤優子）　はい。

○議長（三浦利通）　杉本総務企画部長。

【総務企画部長　杉本一也　登壇】

○総務企画部長（杉本一也）　お答えいたします。

先ほどの受援計画については、しっかり策定した後もですね、訓練等で検証しながら、うまい具合に受入れできるように進めてまいりますので、よろしくお願いします。

それから、私、少し話し方が悪かったせいか、体育館が、避難所になることはないという、いや、決してそういったことを言ったわけではなくて、当然、避難所として受け入れる際の中心はやっぱり体育館ですので、ただ、現状として、エアコンの設置、小・中学校であれば各教室にはエアコンが設置されていますので、その中では一定の運用ができるんだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　進藤優子議員の質問を終結いたします。

次に、２番船木一人議員の発言を許します。船木議員

【２番　船木一人議員　登壇】

○２番（船木一人議員）　お伝えしたいことはたくさんあるんですけども、円滑な議会の進行を進めるため、早速ですが、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

大題目１として、男鹿国定公園を活用した滞在型観光と民間投資の可能性について。

男鹿国定公園は、昭和４８年に国定公園に指定されて以来、５０年以上にわたり、男鹿の自然環境や美しい景観を守る重要な役割を果たしてきました。寒風山、入道崎、戸賀湾、八望台、一ノ目潟・二ノ目潟、西海岸など、これだけ異なる自然や景観が一つの半島の中に集まっていることは、男鹿にとって大きな財産だと思っています。当然ながら、この自然を守り、次の世代につないでいくことが大前提です。

その上で、今回、男鹿国定公園について調べていく中で、非常に興味深い動きがありました。令和７年に、男鹿国定公園の公園計画が一部変更されています。男鹿国定公園は、昭和４８年の指定後、昭和５６年に公園計画の再検討、平成９年に第１次点検が行われ、その後、令和７年に男鹿国定公園の公園計画が一部変更されています。

今回の変更では、八望台について、これまで位置づけられていた「休憩所」が削除

され、新たに「宿舎」が公園計画に追加されています。環境省の資料では、八望台について、目潟や戸賀湾などへの眺望を生かし、自然的価値を再認識し、守り、高めていけるような、上質な滞在型利用を図る考えが示されています。

もちろん、公園計画に「宿舎」が位置づけられたことをもって、具体的な宿泊施設の建設が決まったということではなく、今後、事業化に向けた検討や手続が必要であることも承知しております。だからこそ、まず、この計画の現在地を確認したいと思います。

令和７年の男鹿国定公園公園計画変更によって、八望台に「宿舎」が位置づけられたことを踏まえ、事業化に向けた進捗状況について伺います。事業主体、施設規模、事業スケジュール、民間事業者との対話、国・県・市の役割分担など、現時点で決まっていること、また、現在検討していることについて具体的に伺います。

次に、本市の観光政策について伺います。

令和７年３月に策定された「男鹿市観光ビジョン」では、令和１１年の目標として、宿泊客数を１５万人、観光推定消費額を１３０億円という非常に具体的な数字を掲げています。宿泊客数について見ると、基準となる約８．４万人から１５万人ですので、約６．６万人、率にすると約７９パーセント増やす必要があります。観光推定消費額についても、９３．１億円から１３０億円ですので、約３６．９億円、約４０パーセントの増加を目指すこととなります。

私は、この目標自体を否定したいわけではありません。むしろ、ぜひ実現してほしいと思っています。ただ、大事なのは、数字を掲げることだけではなく、「その数字を何によってつくっていくのか」だと思います。新しい宿泊施設なのか。既存宿泊施設の稼働率を上げていくのか。インバウンドなのか。新しい観光コンテンツなのか。あるいは、食や体験などによって１人当たりの観光消費を増やしていくのか。１５万人、１３０億円という具体的な数字を掲げる以上、その目標に向かう具体的な道筋も必要だと考えます。

そして、その新しい選択肢の一つとして、私は男鹿国定公園の可能性をもう一度考えてみてもよいのではないかと思っています。男鹿には既に、オガーレ、男鹿水族館ＧＡＯ、なまはげ館、入道崎、寒風山など、多くの方が訪れている場所があります。ですから、これからの男鹿観光は、新しく人を呼ぶことだけではなく、今来ていただ

いている方に、もう一か所寄ってもらう。もう一つ体験してもらう。もう一食食べてもらう。そして、できればもう一泊してもらう。こうした考え方も非常に重要だと思っています。

例えば寒風山には、既に道路、駐車場、展望施設があります。戸賀には男鹿水族館ＧＡＯがあり、その目の前には男鹿の海があります。そして八望台については、今回、国の公園計画に「宿舎」が位置づけられました。

つまり、全く何もない場所を新しく大規模に開発するという話ではありません。自然環境を守ることを大前提としながら、既に一定の観光インフラがある場所について、今あるものを生かし、宿泊や自然体験、アウトドア、飲食など、新しい滞在や消費につなげていく可能性がないかということです。

そこで伺います。

「男鹿市観光ビジョン」が掲げる令和１１年の宿泊客数１５万人、観光推定消費額１３０億円という目標に対し、現在からの増加分を、具体的にどの施策や事業によって生み出していく考えなのかを伺います。また、宿泊客数等の目標達成に向けた新たな選択肢の一つとして、寒風山や八望台、戸賀など、既に一定の観光インフラを有する男鹿国定公園の利用拠点について、自然環境の保護を大前提としながら、宿泊、自然体験、アウトドア、飲食等への民間投資の可能性を調査する考えがあるか伺います。

最後に、その可能性をどうやって調べるのかということについて伺います。

ここで私が申し上げているのは、市が多額の予算を使ってレジャー施設や宿泊施設を造ってほしいということではありません。むしろ、最初から行政がお金を出して施設を造るのではなく、民間から見て、男鹿には投資する可能性があるのか。まず、そこを調べてみてはどうかという提案です。

例えば、八望台であれば、どの程度の規模、価格帯の宿泊施設であれば事業として成立する可能性があるのか。寒風山であれば、自然環境を守りながら、どのような自然体験やアウトドア事業であれば需要があるのか。戸賀であれば、ＧＡＯを訪れている方を海洋体験や飲食、宿泊へつなげる事業が成立する可能性があるのか。これは行政だけで考えていても、なかなか答えは出ないと思います。実際に投資し、事業を行う民間事業者に聞いてみる必要があります。需要があると決めつけて施設を造るので

はなく、まず聞く。可能性を調べる。可能性があれば小さく試してみる。利用者数や消費額などの数字を見る。成立するのであれば次の段階へ進む。成立しないのであれば、その理由を把握して別の方法を考える。私は、この順番であれば、市の財政的なリスクも抑えながら、新しい可能性を探ることができるのではないかと思っています。

そこで伺います。

前述の可能性を探る第一歩として、まずは観光事業者、宿泊事業者、アウトドア事業者等との意見交換やサウンディング、つまりは行政と民間による対話型市場調査から始めることについての市の考えを伺います。

そして、大題目２ですが、ふるさと納税を地域経済と「男鹿人」につなげる仕組みについて。

今回、ふるさと納税について取り上げようと思った背景には、これまで様々な政策や事業について議論する中で、必ずと言っていいほど最後に出てくるのは「財源をどうするのか」という課題です。

新しい取組を提案するにしても、既存事業を拡充するにしても、どれほど必要性や将来性があったとしても、最終的には「その財源をどこから持ってくるのか」という議論を避けることはできません。

もちろん、市の財源には市税や地方交付税、国・県の補助金、各種交付金など様々なものがあります。しかし、その多くは使途が特定されていたり、国や県の制度に左右されたり、市独自の判断で大きく増やすことが難しいのが実情です。

その中で、ふるさと納税は、市の取組や返礼品、情報発信の仕方によって、ある程度自分たちの工夫で増やしていくことができ、しかも比較的分かりやすい形で市に入ってくる財源の一つです。

さらに、単に市の歳入を増やすだけではなく、返礼品を通じて地元の農家や漁業者、加工業者、宿泊事業者などの売上げにつながり、男鹿の商品や地域そのものを全国の方に知っていただくきっかけにもなります。

つまり、ふるさと納税は「財源を確保すること」と「地域の事業者に仕事や売上げをつくり出すこと」、そして「男鹿を応援してくれる人を増やすこと」を同時に進められる可能性がある制度だと考えています。

これまでの市政の中で、「やりたいことはあるけど財源がない」という声を何度も耳にしてきました。であるならば、支出を抑制する議論にとどまらず、「男鹿市として、自ら増やすことのできる歳入をどう伸ばしていくのか」という視点が、一層重要になるのではないかと思います。

そして、その入り口として、最も市民にも分かりやすく、成果が数字として確認しやすい仕組みが、この「ふるさと納税」だと考えました。

そこで今回は、単に「幾ら寄附が集まったのか」という議論だけではなく、その寄附の増減の要因、実際に経費を差し引いた後に財源として幾ら残っているのか。地域の事業者にどの程度の経済循環があるのか。また、その寄附が具体的にどのような事業に充てられ、どの程度の成果を生み出したのか。さらに、その先に男鹿を継続的に応援してくれる人をどう増やすのか。そうした視点から、ふるさと納税を単なる寄附制度ではなく、男鹿市が自ら財源と地域経済をつくっていく仕組みとして、どこまで活用できるのかを伺っていきたいと思います。

ふるさと納税というと、「今年は幾ら集まったのか」という数字にどうしても目が行きます。もちろん、人口減少が進む本市にとって、自主財源を確保するという意味でも非常に重要な制度だと思っています。一方で、今回改めて過去からの数字を見てみると、私は単に寄附額だけで見るのではなく、この制度によって、男鹿にどれだけのお金が残り、どれだけ仕事が生まれ、そして男鹿を応援してくれる人がどれだけ増えたのか。そこまで見る必要があるのではないかと感じました。

本市のふるさと納税は、平成２０年、２００８年には３４件、約１１５万円から始まりました。その後大きく伸び、令和元年度には３万３，１２１件、約５億２，４００万円、令和２年度には３万１２２件、約５億７，５００万円となりました。しかし、その後は減少が続き、令和３年度、約４億５，７００万円。令和４年度、約３億８，０００万円。令和５年度、約３億５，７００万円。令和６年度には９，０５５件、約２億２，９００万円まで減少しています。制度開始から令和６年度までを合計すると、延べ１５万件を超える寄附をいただいています。

一方で、令和７年度は状況が大きく変わっています。米やパック御飯への寄附が伸びたことから、当初２億５，０００万円としていた寄附受入額を一度４億５，０００万円へと増額し、その後さらに、令和７年産米やパック御飯への需要拡大を受け、歳

入を７億円まで増額しています。令和８年度においても、市は寄附受入目標を５億円としています。この動き自体は非常によいことだと思います。だからこそ、単に「減ったから増やしましょう」という話ではなく、なぜ減り、なぜ今また増えているのか。その中身をしっかり分析する必要があると思います。

まず伺います。

令和２年度には約５億７，５００万円あった寄附額が、令和６年度には約２億２，９００万円まで減少しています。件数で見ても、３万１２２件から９，０５５件と大きく減少しました。過去の議会答弁では、全国的な自治体競争の激化や、秋田県内では主力となる米の返礼品におけるサービスの差なども課題として挙げられていました。その一方で、令和７年度は米やパック御飯への需要が急増し、寄附受入額を７億円まで増額する状況になっています。

そこで伺います。

これまでの寄附額・寄附件数の減少と、令和７年度の急激な回復について、返礼品の内容、価格、供給量、ポータルサイト、広告・ＰＲ、新規寄附者、リピーターなど、それぞれの観点から、市ではどのような要因分析を行っているのでしょうか。また、現在の伸びには米不足や米価上昇などの社会的な状況も影響していると考えられます。この伸びを一時的なものにせず、米以外の商品も含めて、今後安定的に寄附を確保していくために、どのような戦略を考えているのか伺います。

次に、ふるさと納税にかかる経費について伺います。

ふるさと納税は、５億円の寄附をいただいたからといって、５億円全てを行政サービスに使えるわけではありません。返礼品の調達費、送料、ポータルサイト利用料、決済手数料、中間事業者への委託料、広告宣伝費など、様々な経費が必要になります。

令和６年３月の予算特別委員会では、本市自身が、令和４年度のふるさと納税関連経費について、寄附額の６９．４パーセント、約７割が経費となり、市の手元に残るのは実質３割程度だったという趣旨の答弁をしています。その後、国の制度改正によって、付随経費を含めた経費を寄附額の５０パーセント以下にするルールへの対応が進められています。

ここは非常に重要なことだと思います。例えば、５億円の寄附を集めて２億５，０

００万円を残すことと、７億円集めても３億円しか残らないことを、単純に寄附額だけで比較することはできません。さらに、経費として出ていくお金でも、男鹿市内の農家や水産業者、加工業者、宿泊事業者などに支払われるお金と、市外ポータルサイト運営会社や事業者などへ支払われるお金では、地域経済への意味が違います。

そこで伺います。

直近数年間について、寄附受入額に対し、返礼品調達費、送料、ポータルサイト・決済関係費、中間事業者への委託料、広告宣伝費などを差し引き、最終的に市の施策に活用できる財源は幾らとなっているのでしょうか。併せて、返礼品などを通じて市内事業者に支払われた金額をどの程度把握しているのでしょうか。

私は、「今年は５億円集まりました」だけではなく、「その５億円によって、男鹿の中に幾らのお金が循環したのか」という数字も、ふるさと納税の成果として見る必要があると考えております。

次に、寄附金の使われ方について伺います。

私はここも非常に重要で大切なことだと思います。ふるさと納税は通常の税収と違い、「男鹿を応援したい」「男鹿の子どもたちのために使ってほしい」「男鹿の自然や文化を残してほしい」など、寄附される方それぞれの思いが乗ったお金でもあります。

現在、本市でも、産業振興による雇用創出、移住・定住対策、少子化対策、地域社会の維持・活性化、新たなビジネスチャレンジへの支援などの使い道を示しています。ただ、寄附者の立場から見ると、「自分が寄附したお金によって、具体的に男鹿で何ができたのか」というところまでは、一目で分かる状況にはまだ改善の余地があるかと思います。

県内を見ると、見せ方を工夫している自治体があります。例えば横手市では、「健康福祉」に約３，５３０万円、「教育文化」に約４，８３６万円など、寄附金額と寄附件数を示した上で、子どもの教育・保育給付、小児予防接種、小・中学校のＩＣＴ環境整備、野球場照明のＬＥＤ化など、具体的にどの事業に活用したのかまで公表しています。

仙北市では令和６年度の寄附について、「未来を担う子どもたちを育む事業」に約１１億円、「自然と歴史・文化を守る事業」に約１億９，２００万円、「高齢者が安

心して暮らすための事業」に約１億７００万円など、金額と件数を示し、教育環境整備、紙風船上げや角館のお祭り保存、高齢者世帯の除雪支援、クニマスの里帰りなど、その地域らしい具体的な事業と結びつけて紹介しています。これは単なる情報公開ではないと思います。寄附した方に、「あなたの寄附によって、この地域でこんなことができました」と返すことは、もう一度応援したいという気持ちを生み出すことにもつながると思います。

一方、現在確認できる男鹿市のふるさと納税ページでは、寄附の使い道の分野は示されているものの、「寄附金の活用報告」については新着情報が掲載されていない状況です。

そこで伺います。

本市でも、ふるさと納税について、具体的にどの事業へ幾ら充当し、その結果何が実現したのかを、数字、写真、成果なども含めて、毎年度寄附者に分かりやすく伝える「活用報告」の充実をさせる考えはないでしょうか。

さらに、本市では過去に、寒風山の景観を未来に残すための山焼きをテーマとしたクラウドファンディング型ふるさと納税も実施しています。こうした経験を生かして、例えば、「ナマハゲ文化を次世代につなぐ」「子どもたちの学びを応援する」「農地を次世代につなぐ」「男鹿の海や里山を守る」「地域交通を守る」など、男鹿ならではの具体的なプロジェクトを示し、寄附者自身が『これを応援したい』と選べる仕組みをさらに増やしていくこともできるのではないでしょうか。市の考えを伺います。

次に、ふるさと納税事業の成果の測り方について伺います。

現在どうしても、「年間何億円集まった」という数字が事業評価の中心になります。しかし、ふるさと納税の目的を地域経済の活性化まで含めて考えるのであれば、返礼品提供事業者が何社増えたのか。新しい返礼品が何品生まれたのか。地元事業者に幾らの売上げが生まれたのか。一度寄附してくださった方が翌年も男鹿を選んでくれた割合はどの程度なのか。返礼品をきっかけに通常の商品購入につながったのか。こうした数字も非常に重要だと思います。

そこで伺います。

寄附受入額に加え、市内事業者への支払額、返礼品提供事業者数、新規返礼品数、

リピーター率などをＫＰＩとして設定し、地域経済への波及効果を継続的に把握・公表する考えはないでしょうか。

最後に、私はふるさと納税の一番大きな可能性は、寄附をいただいて終わりではないと思っています。例えば、ふるさと納税で男鹿のお米を食べてもらう。おいしいと思って、翌年も選んでもらう。さらに、返礼品ではなく通常の商品として買ってもらう。その生産者を知ってもらう。そして、「一度男鹿へ行ってみたい」と思って実際に訪れてもらう。男鹿へ来たときは、宿泊したり、飲食したり、旅先納税を利用してもらう。地域プロジェクトに共感した方には、また別の形で応援してもらう。こうした流れができれば、ふるさと納税は単なる財源確保ではなく、男鹿との最初の接点をつくる仕組みとなります。

本市では、これまでも関係人口の拡大をふるさと納税の使途の一つに掲げています。だからこそ、「何人が寄附してくれたか」から、「その中から、どれだけ継続して男鹿と関わってくれる人が生まれたのか」まで考えていく必要があると思います。

そこで伺います。

ふるさと納税を単なる税外収入や返礼品事業としてではなく、商品の継続購入、観光、旅先納税、地域プロジェクトへの参加などにつなげ、寄附してくださった方を継続的に男鹿を応援してくれる「男鹿人」へとつなげる関係人口政策として位置づけていく考えはないでしょうか。

私は、「ふるさと納税を何億円集めたか」から、「その何億円で男鹿に何を残したか」へ。さらに、「何人から寄附してもらったか」から、「その中から何人の男鹿のファンが生まれたか」へ。ふるさと納税をそういう視点で捉え直すことで、単なる返礼品競争ではない、男鹿らしい制度の活用につながっていくのではないかと考えます。ふるさと納税をそういう視点で捉え直すことによって、単なる返礼品競争ではない、男鹿らしい制度につながっていくのではないかと考えますので、ここに対する市の考えをお伺いいたします。

以上、御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　答弁を求めます。菅原市長

【市長　菅原広二　登壇】

○市長（菅原広二）　船木議員の御質問にお答えします。

御質問の第１点は、男鹿国定公園を活用した滞在型観光と民間投資の可能性について、まず、八望台における宿泊施設の事業化に向けた進捗についてであります。

昭和４８年の男鹿国定公園の指定は、本市の貴重な自然環境と美しい景観を守る重要な役割を果たしてまいりました。

国定公園は、国が定める公園計画に基づき県が管理しておりますが、公園計画は、保護と利用の両方の観点から、特別保護区域や第１種特別地域など公園内の地域区分に応じて、建物の整備や土地造成等の開発行為を段階的に制限する保護計画と、自然との安全かつ快適な触れ合いを目的に施設整備等の利用の在り方を定める利用計画とで構成されております。

八望台につきましては、従来、利用計画の「休憩所」に位置づけられ、過去には食堂や売店が営業されていましたが、いずれも既に閉業し、令和４年には建物が解体撤去され、以後、新たな整備の見込みもない状況となっておりました。そうした中で、民間事業者から新たに宿泊施設の事業展開の提案があったことから、令和７年、「休憩所」の削除と「宿舎」の追加を内容として計画が変更されたものであります。

現在のところ、当該事業者から市に対し具体の計画の説明はありませんが、関係機関に対し法令上の規則や必要な手続を確認するなど、検討を継続している状況と伺っております。

市としましては、引き続き県と連携し、事業化の進捗に応じ必要な調整等を進めてまいります。

次に、観光ビジョンの目標達成に向けた施策の創出と民間投資の可能性についてであります。

市では、ビジョンに掲げる「宿泊客数１５万人、観光推定消費額１３０億円」の目標達成に向けて、さらなる観光需要の拡大を目指しながら、まずは宿泊の稼働を高め、観光客の滞在時間の延伸を図り、地域内での消費につなげていくことが必要と考えております。

そのためには、市内での宿泊そのものが旅の目的となるよう、宿泊事業者や関係団体と連携し、施設の高付加価値化やおもてなしによるサービスの向上を図るほか、冬季誘客の強化により、年間を通して稼働を高めていくことが重要と認識しております。

さらに、滞在時間の充実には、既存の観光資源の磨き上げやコンテンツの充実が求められるところであり、とりわけ八望台をはじめ、寒風山や入道崎といった国定公園内の代表的な観光拠点のポテンシャルを最大限に引き出すことが欠かせません。

その際には、国定公園に代表される男鹿の豊かな自然と共生しながら、これを上手に利活用し、宿泊や自然体験、アウトドア、飲食など、地域に根差した魅力的なコンテンツの主体となる民間プレイヤーの存在が必要不可欠であります。

こうした考えから、市ではこれまでも、本市の自然環境を生かした事業展開の可能性に関し、全国展開しているアウトドア事業者や宿泊事業者等と意見交換したり、私が先頭に立って営業活動を行ってまいりました。

引き続きこうした取組を継続しながら、本市の潜在的な可能性を積極的にアピールし、本市に関心を寄せる事業者からの投資の呼び込みに努めてまいります。

御質問の第２点は、ふるさと納税について、まず、令和２年度以降の推移と要因分析、今後の戦略についてであります。

本市では、令和元年度に県内自治体の中でも比較的早い段階で、ふるさと納税の寄附先を選ぶ際の窓口となるポータルサイトを増やし、男鹿産米をはじめとする返礼品の充実に取り組みました。

これが功を奏し、令和元年度及び２年度には５億円を超える寄附額となりましたが、この頃から他の自治体でも同様の取組が進められ、秋田米を売りに寄附額の拡大を図る市町村が相次ぎ、さながら、県内自治体が秋田米をめぐり寄附を奪い合う状況に至りました。

こうした状況の中では、事のよしあしは別として、必然的に、同じ秋田米でも設定額が安く、取扱量の豊富な事業者が登録されている自治体に寄附が集中する傾向が顕著となり、これらの点で本市の競争力は決して高くないことから、寄附額の減少につながったものであります。

これを踏まえ、市では、令和６年度に、中間事業者を改めて選定した上で、翌年度以降、返礼品の主力である男鹿産米の供給体制の強化に努めたほか、市内で新たに生産が開始されたパック御飯をラインアップに加えるなど、てこ入れを図った結果、全国的な米不足も相まって寄附が大幅に伸び、寄附総額の底上げにつながったものと分析しております。

物価高騰が長引く中では、全国的に人気のある返礼品として米や日用品へのニーズが高いことから、引き続き男鹿産米やパック御飯の情報発信と物量の確保に取り組むとともに、本市の特産品である「男鹿の赤がに」やメロン、梨など返礼品メニューの充実を図り、寄附の獲得に努めてまいります。

次に、寄附受入額のうち実質的に活用可能な財源と経済波及額等についてであります。

令和７年度の実績では、寄附受入額６億６，７６０万円から、寄附の募集や返礼等に要する経費を差し引いた３億２，６７７万円が実質的に活用できる財源となっており、市内事業者への支払額につきましては、返礼品の提供事業者など６６事業者に対し、６，４６１万円となっております。

市内事業者への経済波及額などＫＰＩの設定・公表につきましては、現行の男鹿市総合計画において、経済波及額の前提となる寄附総額を既にＫＰＩとして設定し、実績を公表しております。

また、返礼品提供事業者の数や新規返礼品の数、リピーター率等を新たにＫＰＩとして設定することは、ふるさと納税の趣旨や仕組みから見て、必ずしもふさわしいと考えておりませんが、必要があれば随時公表し、市民の皆様にお知らせしてまいります。

次に、寄附金の具体的な充当事業と成果の発信、取組の拡大についてであります。

市では、寄附者の思いに応えるべく、寄附申込みの際、産業振興による雇用創出や少子化対策など六つのメニューから使途を選択していただいており、総合計画に基づいて実施する重点戦略事業等の各施策に活用しております。

こうしたふるさと納税の活用状況や施策の成果等の発信の在り方につきましては、リピーターの創出を通じて本市の関係人口の拡大に資する可能性もあることから、今後研究してまいります。

このほか、令和５年度には、「寒風山の美しい景観を未来に残したい！～寒風山山焼き大規模実施プロジェクト～」と題し、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより寄附を募集したところ、全国から応援が寄せられ、目標額を達成したところであり、財源獲得の有効な手段として、今後も施策の趣旨に応じて活用を検討してまいります。

次に、ふるさと納税を契機とした関係人口の創出についてであります。

現在、国では、本年度中の開始を目指し、実際に居住していなくても応援したい自治体をスマホのアプリ等から「ふるさと住民」として登録する制度の導入を進めており、人口減少が加速している本市においても、関係人口の拡大につながる重要な仕組みとして積極的に取り組むこととしております。

国の検討内容を見ますと、「ふるさと納税」と「ふるさと住民登録制度」は、制度上直接的な結びつきはありませんが、今後の展開を考えますと、従来、返礼品の獲得を目的に一過性の寄附にとどまるケースが多いと指摘されてきた「ふるさと納税」の寄附者が、寄附をきっかけに「ふるさと住民」として本市の地域づくりの担い手に加わり、男鹿を第二のふるさととして「二拠点居住」や将来的な「移住・定住」へとステップアップしていくような流れを、ぜひ形づくってまいりたいと考えております。

今年度、市では、男鹿のファンを一人でも多く増やすため、シティプロモーションに本格的に取り組み、全庁横断的に積極的な情報発信に努めているところであり、これを核として、「ふるさと納税」の寄附拡大はもとより、「ふるさと住民登録制度」との相乗的な取組により、関係人口の拡大を目指してまいります。

以上であります。

○議長（三浦利通）　再質問ありませんか。船木議員

○２番（船木一人議員）　大題目１の国定公園を活用したところですけども、いただいた答弁で、当該事業者っていうくだりが出てきたと思うんですけども、ということは、誰かが、事業者か何かがこう、何社か手を挙げてくれてる方がいらっしゃるのかなという、すごく楽しみな話が出てきたので、この辺を、もし教えてもらえる範囲であれば教えていただければなと。また、何社そういったところが手を挙げてくれているのかというのと、どういった事業をやられているような方なのか。それこそ、宿とかやってる方なのか、アウトドア系の方なのか。また場所っていうのは、この八望台だけで手を挙げていらっしゃるのか。それとも、鵜ノ崎海岸とか、男鹿国定公園はいろんないいところありますけども、そういったところで何か可能性を見いだして手を挙げてくれているのかっていうのを、少し教えていただければなというふうに思います。

あと、ふるさと納税の、まあ一旦その寄附が増えて、また減って、で、また上がり

調子になってきているかと思うんですけど、その都度、返礼品を作ってくれている事業者っていうのは増えているのか。それとも、一旦増えるけど、やっぱり減っていったり、今現状はどういったポジションでというか、上がり調子でいっているのか、その辺もお聞きしたいなというふうに思います。

で、もう一つですね、手残りで、幾ら寄附されて、幾ら手に残って、それが幾らこの男鹿に循環したのかっていうのは、本当にすごく、一般市民でもすごく自分ごとに捉えられる指標になるような気がするので、で、私、まあ議員を今やらしてもらってますが、一事業者でもありますので、自分が男鹿市を直接助けられるというか、補助輪になれる役目として、そういったふるさと納税のお手伝いとか何かできるんでないかなと。物を作って、寄附たくさんいただければ、それこそいろんなインフラ整備とかに使えるのかなとかっていうふうに、何か当事者としての気持ちを育むっていう意味でも、非常にその辺は重要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひそこは一度検討いただければなというふうに思います。

で、ふるさと納税の最後のところですね。返礼品で終わらせないというところで、例えば寄附いただいた方に物を送るときに、例えば、今現在、男鹿市内でこんなことがありますとか、今、まちではこんなものができましたとかっていうような、現状を伝えるような、まあ手紙じゃないですけど、そういったものというのは一緒に同封したりとかしてるものなんでしょうか。その辺を少しお聞かせいただければなと思います。お願いします。

○議長（三浦利通）　三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長　三浦大成　登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成）　お答えいたします。

まず、国定公園の答弁に関してでございました。当該事業者という答弁があったけれども、その内容についてお答えできる範囲でということでございました。

詳細につきまして、事業者名ですとかそうしたところは、相手のある話ですので、ここでは控えさせていただきますが、先ほど市長答弁にありましたように、令和７年に国定公園の計画が改定された際に、民間事業者の方から新たに宿泊施設の事業展開の提案があったということがございました。これが基になって、今回の八望台における計画、公園計画の改定に至ったということでございます。したがいまして、市で承

知しておりますのは、１社様からの提案でございますけれども、概要としては、やはりその宿泊事業をこの八望台で考えてみたいというようなお話がございまして、それを基に、将来的なそうした展開を可能にするべく、県とも協議をして、今回の改定に至ったというものでございます。したがいまして、場所は八望台ということでの御提案を受けておりますけれども、答弁にもありましたとおり、その後、計画の詳細を事業者様においては詰められている状況というふうに承知しております。

次に、ふるさと納税についてでございました。返礼品の事業者数の増減等の傾向についてというお尋ねでございましたけれども、ここは、お話ありましたとおり、増えている状況です。参考までに申し上げますと、令和５年には６７社、６年には９０社、７年には９３社ということで、登録されている事業者数については年々増えてございます。それにしたがいまして、ポータルサイト等に掲載されている返礼品の数も増えている状況ですけれども、そういった状況の中で、ふるさと納税の返礼品を運営させていただいているということでございます。

先ほど、実質的な実入りのお話ございました。ここは我々としましても、やはり非常に大事な点だと思っております。県内の自治体では米の返礼品というのが大半で、自治体によっては８割、９割というような中での現在の動きでございますけれども、やはり大事なのはですね、先ほど、市内にどれぐらい残ってると、入ってるんですかというところで御答弁させていただきましたけれども、やはり市内の事業者さんが市内の物をしっかりお出しできるような体制を取っていかなければ、例えば市内の物であっても市外の方がお取扱いされて、そこで返礼品としてお出しすることも当然できるわけで、それはじゃあ結果的に市内の物ですので、一度、一時的には市外の業者様に返礼品のお代として入って、そのお代というのは市内の方に、どなたかに入っているわけでありますけれども、できることであれば、やはり一時的には市内の方でそこをお出しできるような体制を整えられれば、より地元に残るお金というところでは、はっきりと見えてきますし、我々も望ましいなと思っているところです。

そこにつきましては、やはり産業の足腰の強さというのがやはり問われているところでして、全国的にふるさと納税多く集めてる自治体というところは、議員御承知かと思いますけれども、北海道だったり、九州だったり、そうしたところの自治体が非常に多くの寄附金を集めていて、そこだけでもかなりの、全国の自治体のもう大半を

占めてると。上位十傑で、もう大半を占めているというような状況が現在でございます。その中で、やはり顔ぶれを見ますと、果物だったり、農産物だったり、工業用品だったり、やはりそれぞれ地元で強みを持ったところが物量も多く、球切れせずに供給できているような体制が整っているというところをひしひしと感じております。したがいまして、我々としましては、ふるさと納税、交流ですとか関係人口、ここも非常に大事な点で、これからの展開しっかりやっていきたいところですけども、併せて、足腰の強い産業というのを少しでも前に進められるように、引き続き取り組んで、結果として実質的な実入りが増えていくように取り組みたいと思っているところでございます。

最後に、返礼品を送る際の同封物といいますか、どういった取組をというところでしたけれども、現状、頂いたことへの礼状を御送付させていただいております。そこで、簡単ながら市の現在といいますか、そこは御紹介させていただいておりますけれども、お尋ねのありました施策全般に関して、こういったところが最近の動きですよというような御紹介については、まだ至っていないというのが現状でございます。先ほど答弁にもありましたとおり、何に活用されたかとかそうしたところは、やはり我々の地域に関心を持っていただく上で非常に重要なポイントだと思っておりますので、先ほどの返礼品を送る際のお返しでしたり、あるいは寄附をいただいた後の活用の状況であったり、こうしたところはしっかりと研究させていただいて、次の取組に、関係人口というところが取組になりますけれども、そこに結びつくように、我々としてもしっかりと動いてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　さらに質問ありませんか。船木議員

○２番（船木一人議員）　ありがとうございます。どちらも非常に前向きな話題でして、何かこれからすごくまた男鹿よくなるのかなという気が、前向きな感じなので、これからわくわくする事業展開とかが期待されるなというふうに思います。

で、ふるさと納税に関してですね、私も恥ずかしながら、一事業者でありながら、一時期、ふるさと納税の返礼の品を納めさせてもらってたんですけども、何かの機会で一旦止めてしまった経緯があります。なので、今、当局からいろんな答弁をいただきまして、とても前向きに、自分も議員っていう立場をいただいて、歳入とかそういったところに物すごいしっかり向き合っていかなければいけないなという部分で、

私もこの一般質問が終わり次第、ふるさと納税へまた登録させていただきたいと思います。

それをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（三浦利通）　２番船木一人議員の質問を終結いたします。

喫飯のため、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５２分　休　　憩

午後　１時００分　再　　開

○議長（三浦利通）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番船木正博議員の発言を許します。１５番船木正博議員

【１５番　船木正博議員　登壇】

○１５番（船木正博議員）　皆さん、こんにちは。新星会の船木正博です。

今回は、９月議会最後の一般質問となります。そのトリを務めさせていただきますので、御清聴のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づき、順次質問してまいります。

まず第１問目は、男鹿市複合交流施設の整備と建設候補地についてであります。

この施設は、図書館と屋内こども広場を中核として、交流・休憩スペース、情報発信・多目的スペースなどを備え、子どもから高齢者まで幅広い市民が集い、学び、交流する拠点として整備しようとするものであります。

基本構想では、人口減少、少子高齢化が同時に進む中で、市民の学びや交流の機会、子育て支援、地域活力の向上といった課題への対応が必要であるとしています。

また、市民アンケートやワークショップを踏まえ、「未来を担う世代を育む、地域の多様な暮らしが重なり合う拠点」というコンセプトが示されております。

私は、この基本的な考え方については大いに賛同します。しかし、問題は「どこに建設するのか」です。私は、これまで一貫して、男鹿工業高校跡地が最も適した場所ではないかと主張してきました。改めてその理由を説明するとともに、男鹿駅周辺広場駐車場を建設地とすることについて、５点確認したいと思います。

１点目、建設候補地の決定について、これまで当局からは、男鹿工業高校跡地、船越こども園隣地、男鹿駅周辺広場駐車場の３か所を候補地として示されてきました

が、議会全員協議会で示された資料では、令和８年度から令和９年度にかけて基本計画を策定し、その中で「施設建設地の整理」として、敷地条件や法規制条件等を整理するとしており、そのことを確認したいと思います。

２点目、男鹿工業高校跡地の優位性について、第１に市民の日常生活との接点が多い地域であるということです。船越地区は、商業施設、学校、こども園、医療機関などが集積しており、子どもから高齢者まで幅広い世代が生活しています。今回の基本構想では、施設の中核機能として図書館と屋内こども広場を想定しています。このような施設であるならば、利用者が「施設に行くためだけ」に出かけるのではなく、買物、通院、通学、子どもの送迎など、日常生活の中で自然に立ち寄ることができる場所に整備することが重要であり、男鹿工業高校跡地はその条件を備えていると考えます。

第２に、子育て世代や若い世代の利用という観点で、今回の施設は、単なる図書館ではなく、屋内こども広場などを備えた複合交流施設です。将来の男鹿市を担う子どもたちや子育て世代が日常的に利用する施設であるならば、その世代が多く生活する地域とのつながりを重視するべきだと考えます。

第３に、敷地の可能性です。複合交流施設は、図書館だけを建設すれば終わりというものではなく、今回の基本構想でも、交流・休憩スペース、情報発信・多目的スペースなどが想定されています。今後さらに市民ニーズが変化した場合にも対応できるよう、建物だけでなく、駐車場や屋外空間、将来的な機能拡張なども含めて考える必要があります。その意味で、男鹿工業高校跡地は大きな可能性があると考えます。

第４に、広域的な利用という視点です。人口減少が進む男鹿市において、これから整備する公共施設は、市民だけでなく周辺地域からも利用者を呼び込める施設として考える必要があります。船越地区は、秋田市・能代市・潟上市方面からのアクセスという点でも優位性があり、私は、このような立地条件こそ、人口減少時代における公共施設の在り方として重要だと考えます。

３点目、市民の意見を反映する手順について、議会全員協議会の資料では、基本計画において、市民ニーズ等を把握するため、無作為抽出による１，０００人を対象とした市民アンケートや、市民ワークショップを実施することが示されています。

私は、大変重要なことだと思います。しかし、ここで一つ疑問があります。市民の

意見をこれから聞くのであれば、建設地についても、市民の意見を聞いた上で決定するべきだと考えます。例えば、３候補地について、それぞれの長所と短所を市民に示した上で、どの場所が最も利用しやすいと思うのか、意見を聞くことも重要だと考えます。市民アンケートを実施する一方で、建設地は既に決定しているというのであれば、市民の意見を聞く意味が薄れてしまうと思います。

４点目、防災面について、今回の基本計画では、建設地及び周辺地域の状況・条件整理の中で、浸水想定区域等の災害リスクを把握するとしています。複合交流施設は、多くの市民が利用する施設であると同時に、災害時には避難や情報発信などの拠点となる可能性もあります。したがって、建設地を決定する際には、平常時の利便性だけではなく、地震、津波、洪水などの災害リスクを十分に比較する必要があります。

５点目、財政面について、議会全員協議会の資料では、施設規模は既存施設合計約１，６００平方メートルを一つの目安とし、工事費は約１４億円から１５億円程度という仮定値が示されています。また、１５億円を仮定した財源イメージも示されています。しかし、これはあくまでも現時点の仮定であり、今後、施設規模や機能、建設費などによって変わる可能性があります。

だからこそ、私はこれほど大きな財政負担を伴う施設であるならば、建設地についても拙速に決定するのではなく、十分な比較検討を行うべきと考えます。図書館を含めた複合交流施設は、これからの男鹿市を象徴する施設になるものです。そして、一度建設すれば、簡単に場所を変えることはできません。道路や公園であれば再整備することもできます。しかし、１５億円規模とも想定される複合交流施設を建設した後に、「場所を変えたほうがよかった」と考えても、簡単にやり直すことはできません。

だからこそ、私は今の段階で立ち止まって考えることが必要だと思います。駅前のにぎわいを創出することも大切です。しかし、複合交流施設の第一の目的は、利用する市民にとって、本当に使いやすい、何度でも訪れたくなる施設を造ることではないでしょうか。

私は、別に船越地区への誘致を主張しているというわけではありません。男鹿市全体を見たときに、人口分布、日常生活との接点、子育て世代の利用、周辺施設との連

携、交通アクセス、敷地の可能性、広域的な利用、そして何よりも将来のまちづくりという観点から総合的に考えた結果、男鹿工業高校跡地が最も可能性のある場所であると考えております。議会全員協議会の資料では、これから基本計画の中で建設地の条件整理を行うことになっています。であるならば、まだ間に合います。私は、３候補地について、客観的なデータに基づいて改めて比較検討し、市民の意見を十分に聞いた上で建設地を決定するべきだと考えます。

市長には、男鹿駅周辺広場ありきで進めるのではなく、男鹿工業高校跡地をもう一度、正式な比較検討のテーブルに戻していただきたい。そして、将来の市民から「なぜこの場所に建てたのか」と問われることのないよう、今こそ慎重に、そして市民に開かれた形で判断していただきたいと思います。

そこで質問です。

一つ、複合交流施設の建設地は、男鹿駅周辺広場駐車場に決定しているのか。それとも、基本計画の中で３候補地を含め改めて比較検討し、その中から最適な建設地を決定するということなのか。

二つ、男鹿工業高校跡地について、人口分布、交通アクセス、周辺施設、子育て世代の利用、駐車場、敷地条件、広域利用、防災性、将来的な拡張性などの項目に、どのような評価を行ったのか。また、男鹿工業高校跡地より男鹿駅周辺広場駐車場が優れていると判断した根拠は何か。

三つ、建設地が既に決定している中で、市民アンケートを実施するのであれば、市民からの意見を聞く意味が薄れてしまうのではないか。「市民の意見を聞いた上で決定すべき」という手順を踏むべきと考えるが、市長の見解を伺う。

四つ、３候補地について、災害リスクを比較検討した結果を市民に公表する考えはあるのか。また、災害リスクの比較を終える前に建設地を決定することについて、市長はどのように考えているのか。

五つ、大きな財政負担を伴う施設であり、将来に悔いを残さないような候補地については、客観的なデータに基づいて改めて比較検討し、市民の意見を十分に聞いた上で建設地を決定するべきと考えるが、市長の見解を伺う。

以上が「男鹿市複合交流施設の整備と建設候補地について」の質問でした。

次に、質問の第２問目は「市保有戸建て住宅の適正な管理と有効活用について」で

あります。

人口減少と少子高齢化が進む本市において、若者・子育て世帯の定住、さらには移住・定住を促進するためには、住宅を確保しやすい環境を整えることが重要であると考えます。本市では現在、市が保有する戸建て住宅の一部について、若者・子育て世帯を対象として売却する取組を行っています。市が保有する住宅を有効活用し、若者や子育て世帯の定住につなげるという点で、意義のある取組であると考えます。

一方、市が住宅を保有する以上、建物だけではなく、その敷地や周辺環境についても適切に維持管理する必要があります。私は今回、売却対象となっている市保有戸建て住宅を実際に見てきました。その際、住宅の周辺には雑草がかなり繁茂している状況が見受けられました。若者や子育て世帯に購入していただきたい住宅であるならば、購入希望者が現地を見た際に「ここに住みたい」と思えるような環境を整えておくことが重要であります。

また、人口減少が進む中で、市が保有する戸建て住宅について、今後も保有し続けるのか、売却するのか、あるいは別の用途に活用するのかを明確にしていく必要があると考えます。

そこで、市保有戸建て住宅の管理状況と、今後の有効活用について伺います。

一つ、住宅及び敷地の維持管理について。

市保有戸建て住宅について、草刈り、樹木の剪定、敷地内の清掃などは、どのような基準で実施しているのか。また、職員による現地確認をどの程度の頻度で行っているのか。特に、今回私が確認した住宅のように、敷地の草が繁茂している状態について、市として適正な管理が行われていると認識しているのか。さらに、現在の市保有戸建て住宅の維持管理費は年間どの程度か。

二つ、今回売却する住宅について。

現在、若者・子育て世帯を対象として市保有戸建て住宅３戸の売却を進めていますが、住宅を売却することとした経緯と、売却までの間、建物及び敷地をどのように管理していくのか。また、売却ができなかった場合、建物を解体して土地として売却するなど、市としての対応を考えているのか。

三つ、今後の市保有戸建て住宅の活用について。

市保有戸建て住宅については、若者・子育て世帯への売却だけではなく、移住・定

住希望者への住宅や、お試し移住住宅などとして活用する方法も考えられるが、今後も、市保有戸建て住宅を人口減少対策や移住・定住対策のための資産として、積極的に活用していく考えがあるのか。

以上、大きく分けて２項目の質問でした。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　答弁を求めます。菅原市長

【市長　菅原広二　登壇】

○市長（菅原広二）　船木議員の御質問にお答えします。

御質問の第１点は、男鹿市複合交流施設の整備と建設候補地についてであります。

さきの６月定例会の市政報告や議会全員協議会、予算特別委員会等で申し上げましたとおり、建設地の選定に当たっては、基本構想で示した三つの候補地について、施設整備の効果を市内全域に最大限波及させるという観点で客観的かつ総合的に比較検討を行い、「男鹿駅周辺広場の市民駐車場」を建設地として選定したものであります。

選定に当たっては、アンケートやワークショップを通じて得られた市民の意見を踏まえ、敷地規模や土地所有状況、周辺環境といった条件はもとより、市民の日常的な利便性、交通アクセスや周辺施設との連携、浸水リスク等の防災面など、多角的な観点から慎重に比較検討した結果でありますので、この後策定する基本計画の中で改めて検討を行うことは考えておらず、当該地への建設を前提に次のステップに進んでまいりたいと考えております。

各候補地の評価については、基本構想で整理しておりますが、議員一押しの男鹿工業高校跡地については、十分な面積を確保可能で、船越こども園や大型商業施設の立地など、市民の日常使いの利便性が高い場所ではあるものの、最寄りの船越駅から距離があり、何よりも県有地であるため、土地取得に要する多大な費用や相応の手続が必要になってまいります。

具体的には、複合交流施設として活用するとした場合、建物は専門学科の実習棟のみならず、学校として再利用可能な教室棟・管理棟を含めて、１０億円から２０億円と見込まれる経費をかけて、全て解体し更地にしなければ整備が難しいのではないかと認識しております。

また、事業のスケジュールに関しても、令和１１年度に統合高校の開校が予定され

ており、その前後に県との間で跡地の利用・取得に関して突っ込んだ協議が行われることになりますが、台帳価格約９億円の土地に係る協議が早々に終結し、市がフリーハンドで複合交流施設の整備ができる状況に至るのは、たやすいことではないと見ております。

こうした現状や見通しを踏まえますと、さきの６月議会で答弁したとおり、男鹿工業高校跡地については、教室棟や管理棟、体育館等の既存建物を再利用できるメリットを生かし、来るべき男鹿南中学校と男鹿東中学校の統合中学校の設置候補地の一つとして検討を進めることが妥当であると考えます。

一方、男鹿駅周辺広場駐車場については、市庁舎や病院、鉄道駅、道の駅が近接する中心市街地に位置しており、路線バスや二次交通の結節点となっていることから、子どもから高齢者まで日常的に利用しやすい場所であると同時に、男鹿観光の玄関口という側面から、まちへの人の流れが生み出され、オガーレや周辺商店・飲食店を中心に経済効果が期待できるなど、施設整備の効果が市全体で最も高まる立地にあります。

さらに、市有地であることから土地取得費用や手続が不要で、事業スケジュールの見通しが立てやすく、スピード感を持った推進が可能なことから、建設地として最もふさわしい場所であると判断しております。

また、防災の観点からの比較の中で、船川エリアについては、浸水リスクへの対応に留意が必要であることが明らかにされておりますが、津波の際の緊急避難場所に指定している「ＮＴＴ男鹿ビル」や「オガルベ」に加え、「ホテル木下」についても指定に向けた協議を進めているところであり、万が一の津波発生時においても、施設内外の避難経路の確保や情報伝達手段の確立、さらには避難訓練の繰り返しの実施などにより、施設利用者の安全を十分に確保できると考えております。

議員からは、複合交流施設をどこに建設すべきか、市民アンケートを実施して決めるべきではないかとの御意見をいただきました。

しかしながら、例えば核の最終処分場の受入れや市町村合併など、その是非が地方自治体の存続や行く末を大きく左右する重大案件であればまだしも、公共施設の建設場所を市民アンケートの多数決で決めることは、行政手続の在り方として果たして適切なのか、私は強い違和感を覚えます。

何よりも、安易にこうした直接投票的な手法を採用することは、市民から意思決定を委ねられている議員の皆様が自らの責任を放棄し、議会の存在意義を否定することにつながるのではないかと危惧しております。

公共施設の建設場所の決定は、専門的かつ客観的な調査・分析結果を基に、市民の代表者である議会と執行部において、十分な議論を経て決定することこそが、議会制民主主義の基本であると考えます。

この後策定する基本計画では、建設候補地を再度検討するのではなく、複合交流施設にどのような機能を持たせ、市民の学びや交流など日常的にどう使うのか、そして、まちのにぎわいにどう結びつけるのかという点について、市民の皆様の意見を伺いながら、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。

なお、基本計画の中で実施すべき事項として、敷地条件や法規制条件を整理することとしておりますが、これは建設地として選定した男鹿駅周辺広場の市民駐車場の諸条件を改めて確認し、整備を円滑に進めるために行うものであることを申し添えます。

御質問の第２点は、市保有戸建て住宅の適正な管理と有効活用について、まず、住宅及び敷地の維持管理についてであります。

市営住宅の空き家や緑地等の共有部分については、快適な住環境を維持するため、市が責任をもって巡回や草刈り等の管理を行っており、５月から９月までは月２回以上巡回し、年間２回の草刈りを実施しております。

議員が確認された、現在売却を進めている旧市営住宅３棟については、８月から売出し開始としていたことから、７月下旬に１回目の草刈りを行い、９月に２回目を実施する予定としております。

この住宅については、補修・改修など手を加えずに、現状のまま安価に提供したいと考えておりますが、購入希望者が現地を見た際に良好な環境が保たれるよう、巡回頻度を増やすなど、より適切な維持管理に努めてまいります。

なお、市営住宅の維持管理費は、住宅の内部修繕や外壁塗装の改修工事、草刈り手数料などで、年間約４，２００万円となっております。

次に、今回売却する住宅についてであります。

現在、若者・子育て世帯向けに売り出している旧市営住宅については、昨年行った

子育て世帯等を対象とした「住環境についてのアンケート」の調査結果により、船越地区の戸建て住宅のニーズが高いことから実施に至ったものであります。

売却までの住宅及び敷地の管理については、購入希望者が現地を訪問した際に「ここに住みたい」と思えるような環境を整えることが重要と考えておりますので、先ほど申し上げたとおり、定期的な巡回や草刈り等を適切に実施してまいります。

現在、９月３０日までを申込期間として、広く子育て世帯に情報が行き届くよう、市の広報やＳＮＳ、テレビ回覧板等で周知しているところでありますが、購入希望者がいない場合は、再募集や民間事業者への販売も含めて検討してまいります。

次に、今後の市保有戸建て住宅の活用についてであります。

議員御指摘のとおり、市保有住宅については、人口減少対策や移住・定住対策を進める上での貴重な資産、有効なツールとして、今後、積極的に活用していきたいと考えております。

また、移住のためのお試し体験住宅については、船川地区の空き家を改修し、「男鹿暮らし移住体験住宅」として本年１月より稼働しており、これまで６組１２人、延べ６４日間利用いただくなど、一定の需要が見られますので、引き続き利用者や移住希望者のニーズを検証し、さらなる利用促進を図ってまいります。

今後、市営住宅についても多様な活用方法を研究し、定住対策等の重要な資源として活用してまいります。

以上であります。

○議長（三浦利通）　再質問ありませんか。船木議員

○１５番（船木正博議員）　御答弁ありがとうございました。私は最初に、私の思いをいろいろ述べさせていただきました。いろいろ心配ごととかもあったわけなんですけども、先ほどの御答弁のとおり、しっかり検討していたということで、まあ場所的にも、もうあそこ、決まって動かないということは固そうでございますし、そういう安全面とかもいろいろね、検討された上で決めたということでしたので、私はそれに対してどうのこうの言うわけではございませんので、そのことについてはしっかりこれから取り組んでいただきたいと思います。

まず、一番私が気にかけたのは、学校統合によって生まれる貴重な公共財産ですね、男鹿工業を、どういうふうにこれから市で使っていくのかという、そういうとこ

ろを一番考えておりまして、これからいろいろ、学校、中学校の統合の考えとか、そういうふうなあれがちらっとのぞいてましたけれども、また、どういうふうな利用の仕方がいいのかということは、今日じゃなくて、この次の機会にでもいろいろ、男鹿工業高校の跡地利用について、私の意見も述べさせていただきたいと思いますので、それは承知しました。

まず、男鹿駅周辺広場駐車場が選定された、私は、まあ予算とかそういうところ以前に、この場所的な問題で少し質問したかったので、その点はっきりしましたので、十分検討した上で今のあそこに決めたということは、それでまず私も納得いたしました。これからもね、よく活性化できるように取り組んでいただければ、それでありがたいと思います。

で、ちなみに、少し私の感想を述べさせていただきますと、昨日、湯沢市の複合公共施設「Ｙｕｉｎａｓ」というところで、議員の皆さんたちと研修に行ってきたわけなんですけれども、あそこに行った感じでは、あそこもやっぱり同じ駅前で、市役所もそばにある。ちょうどうちのほうと環境が似ている状況なんです。で、まず昨日の感じではですね、結構、駅前ということで周りにうちや商店とかありまして、それに囲まれた感じでね、少し手狭というか、窮屈なのかなと、そういうふうな感じを受けました。施設そのものは広くなっていてですね、結構大がかりなんですけども、そこまで行く道筋とかがすごく煩雑で、少し行きづらいという感じもいたします。そして、駐車場もね、立体駐車場を整備して何とか空間をつくっていますけども、やっぱり駅前周辺全体を見た限りでは、かなり余裕がなくてですね、少し窮屈な感じがいたしました。果たしてそういうところにね、利用者は、まず無理してでも行く気になるのかなと、そういうふうな懸念もありますね。やっぱり、まあ比べるわけでないですけども、男鹿工業高校だとすごく行きやすい環境ですけども、やっぱり男鹿駅前っていうとね、やっぱり細かい道路とか通って行きますので、そういうふうなことで、少し行きづらい面もあるのかなと、その辺うまく工夫してもらいたいなと、そういうふうな感じがあります。

そして、あの空間に箱物を建てると。そういうことで、そんなに広い空間でもないので、それを造ったおかげでまたまた窮屈になるとか、そういうことも考えられます。

あと、現在、男鹿駅周辺広場の市民駐車場を利用している方々への影響もあるわけでして、あとは駅前の利用者とか、イベントのときのね、需要、イベント時の交通とかね、そういうふうなところの駐車場の需要とかを確保する、そういうふうな面で、かなりこれから苦労するところもあるのではないかなと思いますので、特に駅は公共交通の拠点でもありますのでね、その種の貴重な空間を、まあ複合交流施設を固定して造ることによって、ますます手狭になってしまうというふうなことがないのかなと、そういうことも懸念されますので、そういうふうなことを十分に考えた上で建設していただきたいと思います。

そしてまた、やっぱり今あそこも、オガーレとかいろいろな施設ができてにぎわっております。今でも本当にね、にぎわっていて、あれでいいなと思っておりますけども、これでまた図書館もできれば、なお一層にぎわうと思うんですけども、まあ図書館もいいんですけどもね、やっぱり今ある現有施設、ああいう施設をもっともっと充実させて、ブラッシュアップといいますか、今ある施設やああいうふうなものをね、またますます充実させて、そして盛り上げて活性化させていくのも、また一つのやり方でもあったのかなと思いますし、また、そういうふうなことも考えるとですね、あそこの使い方は考えていかないと、ますます窮屈になっていくと、そういうふうな感じありますので、やっぱり今、既存施設とのね、図書館ができるおかげで駅前の混雑というか、利便性が逆に狭まるのではないかなと、そういうふうな懸念もありますので、そういうふうなことをしっかり見極めた上で、場所を決めた以上、そこでしっかりやっていただきたいと思いますので、以上そういうことでございます。

何か感想ありましたら一言お願いいたします。

○議長（三浦利通）　杉本総務企画部長

【総務企画部長　杉本一也　登壇】

○総務企画部長（杉本一也）　お答えいたします。

特に感想ということはないんですけれども、既存施設の活用というところにつきましては、もちろんそういったことも考えながら、単に複合交流施設を建設するということのみにとどまらずに、駅前周辺のエリア一帯としてにぎわい創出できるような形で整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、昨日一緒に湯沢・横手のほうに同行させていただきましたけれども、そ

のときの担当者との話の中では、どちらも、今言ったように、単に図書館を造るっていうことだけでなくて、この施設をこの地域エリア全体でどう魅力あるものにするか。施設に図書館としての基本的な機能、そういったものを盛り込むことはもちろんですけれども、あの駅前周辺のエリア一帯、商店街を含めたエリア一帯の魅力をどう向上させるかというような事業であると。そういった点では、我々とも考えているところは同じなのかなというふうに受け止めました。

湯沢・横手とも同じような条件で駅前に整備する方向で今進めさせていただきたいと思っておりますけれども、お金は湯沢・横手ほどかけられるわけではないですけれども、いいものを造れるように、しっかり議論してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　さらに質問ありませんか。船木議員

○１５番（船木正博議員）　にぎわい創出という総体的なね、大きな目的がありますので、そういうふうなことをしっかり進めていただきたいと思います。

それと住宅のほうですけどもね、しっかり管理されてるということでございました。で、８月から売り出したということなので、まあ私が行ったときは少し早かったのかなと。そのときはまだ整備されていなかったと思いますけれども、一応、売却できなかった場合は、民間への販売とかの考えもありましたけども、その点やっぱり長く持っていても、要するに維持管理費が発生しますので、もし売れなかった場合はね、次の対応ですね、もう何年くらいまで持ちこたえるのか、その辺のところ、どういうふうな予定になっているのかですね、お願いいたします。

そして、これから子育て住宅としてやっていくこともあるんですけども、売却する以外にね、活用する仕方があると思うんですね。保有することについては。今後どういうふうなことにね、売却以外に活用していくのか、その辺の予定と見通しなどがあったらお願いいたします。

それと、やっぱり売却すると決まっている以上、通常の管理もありますけども、キャンペーンとかね、そういうのをやったときにですね、通常の維持管理のほかにも、やっぱり売却前の敷地の環境整備とか、そういうふうなことも考えながらやったほうがいいと思うんですけども、通常のあれよりもね、やっぱり売却直前あたりにでも、いろいろ見に来た人にいい環境を与える、そういうふうなことで進めていただけ

ればいいなと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（三浦利通）　鈴木産業建設部長

【産業建設部長　鈴木健　登壇】

○産業建設部長（鈴木健）　お答えいたします。

まず、現在売却中の３棟、こちらが売れなかった場合、何年くらい売るのかという、そういった趣旨の御質問についてお答えします。

こちら、市長もお答えしておりますけれども、旧特定公共賃貸住宅、こちらを活用して、用途廃止した上で、先月から公募しているところでございます。現在、問合せを４件いただいておりまして、うち１件、１名、内見していただいており、担当の報告では、好感触を受けていたようであったというようなお話でございます。

こちら、公募ですけれども、売却はまだ始まったばかりでありまして、しっかりとＰＲして、住宅の購入、こちらを検討してもらうための努力が必要であるというふうに考えております。ですので、今から売れ残ったこと、こちらを前提とした検討というのはしてございません。仮に、今回の募集期間、２か月ほど期間を設けてございますけれども、住宅といいますと、幾ら格安とはいえ、非常に高額な買物になります。また、その希望者にとっては一生の買物にもなります。これ、すぐすぐ購入を決めると、そういったことはなかなか難しいとは思います。ですので、取りあえず２か月で区切りましたが、これをさらに延長するなり、同じ条件下での再募集、また条件を少し調整しながら、状況を見ながら再募集をしていくと。さらには、民間事業者に対する販売、こういったものも含めて、今後、状況を見ながら検討をしていくことになろうかと思います。

それから、この市営住宅の活用ですけれども、まずは、市営住宅というのはどういった方々が対象の住宅かと申し上げますと、まずは住宅困窮者向けのセーフティーネットとして、こちらが本来の用途でございます。これに向けて残しておかなければいけないものもありますけれども、中には何らかの活用が考えられる空き家となっている住宅も、まあ戸数はそれほど多くはありませんけれども、ございます。ただこちら、基本的には、住宅を建てる際、補助金を使って建てておりまして、こちらの補助の処分制限期間、こうしたものの制限もございます。そういったところもありますので、様々考えられることもあると思いますけれども、例えば用途廃止をするとした

ら、その補助金の処分制限期間が満了していく必要があるのではないか。それから、そうでなければ、目的外使用としての手法により活用している事例も県外などでは見受けられますので、例えば移住者向けの住宅であったり、また事業所の従業員向けの住宅、そうした様々な活用をしている例もございますので、そうした先進事例を検討していきたいというふうに考えております。

で、この住宅における販売直前の管理ですけれども、市長もお答えしておりますけれども、まず内見に来られた方にとっては、その敷地の管理、建物の改修などはできませんけれども、せめて敷地の草刈りなど、そういったものは少しでも良好な状態で、買いたいと思ってもらえるような状態で見ていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通）　１５番船木正博議員の質問を終結いたします。

○１５番（船木正博）　ありがとうございました。

○議長（三浦利通）　以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日９日、午前１０時より本会議を再開し、議案に対する質疑を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　１時５２分　散　　会